

平成27年第1回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 3月4日(水)から19日(木)まで16日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
3月4日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
5日	木			
6日	金			
7日	土			
8日	日			
9日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
10日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
11日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
12日	木	民生産業委員会	13時	付託事件審査
13日	金	民生産業委員会	9時	付託事件審査
		総務文教委員会		
14日	土			
15日	日			
16日	月	総務文教委員会	9時	付託事件審査
17日	火	予算特別委員会	9時	付託事件審査
18日	水	予 備 日		
19日	木	本 会 議	13時	審査報告・閉会

平成27年鞍手町議会第1回定例会会議録（第1号）						
平成27年 3月4日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成27年 3月4日 午後1時00分			川野高實		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成27年 3月4日 午後2時19分			川野高實		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	11	宇田川亮		12	岡崎邦博	

職出 務席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部哲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興課長	立石一夫	出欠
	福祉人権課長	守田純子	出欠	上下水道課長	原敏勝	出欠
	税務住民課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	長友浩一	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成27年第1回鞍手町議会定例会議事日程

3月4日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 鞍手町土地開発公社の平成26年度事業結果及び決算の報告並びに清算終了の報告
- 日程第4 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議
- 日程第5 議案第1号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任
- 日程第6 議案第2号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任
- 日程第7 議案第3号 過疎地域自立促進計画の変更
- 日程第8 議案第4号 議会の議決事件に関する条例
- 日程第9 議案第5号 鞍手町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例
- 日程第10 議案第6号 鞍手町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例
- 日程第11 議案第7号 鞍手町表彰条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第8号 鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第9号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第10号 鞍手町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第11号 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第12号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第13号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第14号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第15号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第16号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例等の特例を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第17号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第18号 鞍手町職員退職手当基金条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第19号 鞍手町土地開発基金条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第20号 鞍手町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第21号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第22号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第23号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第24号 鞍手町保育所設置条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第25号 鞍手町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第30 議案第26号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第27号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の特例を定める条例を廃止する条例
- 日程第32 議案第28号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例等の特例を定める条例を廃止する条例
- 日程第33 議案第29号 鞍手町特別職の職員等の期末手当の特例に関する条例を廃止する条例
- 日程第34 議案第30号 鞍手町一般職職員等の給与の特例に関する条例を廃止する条例
- 日程第35 議案第31号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第36 議案第32号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第37 議案第33号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第38 議案第34号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第39 議案第35号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算(第2号)
- 日程第40 議案第36号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第41 議案第37号 平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算(第2号)
- 日程第42 議案第38号 平成27年度鞍手町一般会計予算
- 日程第43 議案第39号 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第44 議案第40号 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第45 議案第41号 平成27年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第46 議案第42号 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
- 日程第47 議案第43号 平成27年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第48 議案第44号 平成27年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第49 議案第45号 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算
- 日程第50 議案第46号 平成27年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算
- 日程第51 議案第47号 平成27年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第52 議案第48号 鞍手町道路線の認定
- 日程第53 議案第49号 鞍手町営葬斎場の指定管理者の指定
- 日程第54 議案第50号 鞍手町衛生センターの指定管理者の指定

平成27年3月4日（第1日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

只今から、平成27年第1回鞍手町議会定例会を開会します。

まず、町長より提出されております鞍手町保有仕組債の状況報告書、専決処分の報告書及び工事請負契約状況報告書と、監査より提出されております例月現金出納検査報告書及び定期監査結果報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において11番議員 宇田川亮君及び12番議員 岡崎邦博君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から3月19日までの16日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって会期は、本日から3月19日までの16日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 鞍手町土地開発公社の平成26年度事業結果及び決算の報告、並びに清算終了の報告を議題とします。

町長の報告を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

この件は、政策推進課長に報告をさせます。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

町長に代わりまして、鞍手町土地開発公社の平成26年度事業結果の概要及び清算終了についてご報告いたします。

まず、これからのご報告の前提としまして、鞍手町土地開発公社の解散までの経過をご報告いたします。

鞍手町土地開発公社は、昨年5月14日の臨時議会におきまして解散議案を議決いただきましたことを受け、同年5月29日付けで県知事に対し解散の認可を申請いたしました。

それから約1ヵ月間が過ぎ、県知事から解散の認可が下りましたので、同年6月30日付けで解散となりました。

解散しました時点で、土地開発公社の事業は打ち切りとなりますので、昨年の4月1日か

ら6月30日までの、丁度3ヵ月間を平成26年度の事業期間として決算としています。

それでは、平成26年度事業結果からご報告いたします。

お手元に配布しております、平成26年度鞍手町土地開発公社決算書の1頁をお開き下さい。

1頁は、平成26年度の事業報告書です。

(1)の総括事業ですが、平成26年3月27日に開催しました土地開発公社の理事会におきまして、公社の解散について同意を得たことを受け、解散に向けた諸手続きを進めるため、平成26年度におきましては、事業を一切実施しておりません。

(2)の理事会議決事項ですが、平成26年5月15日に紙上開催をした理事会におきまして、平成26年第7号議案の平成25年度決算の承認について議決いただいております。

2頁をお開き下さい。

左側の(1)事業収入に関する事項です。

事業外収益として、受け取り利息が12万5,250円となっております。

右側の(2)の事業費に関する事項です。

販売費及び一般管理費が5万6,500円となっております。

3頁をご覧下さい。

左の財産目録ですが、基本財産として鞍手町出資金500万円となっております。

右の欄の損益計算書ですが、販売費及び一般管理費と事業外収益を調整した6万8,750円が当期純利益となっております。

4頁をお開き下さい。

貸借対照表です。

試算の部として、現金預金1億1,472万5,168円。

公有用地0円。固定資産の長期定期預金500万円を合わせた試算の合計は1億1,972万5,168円となっております。

負債の部は、未払金、短期借入金ともに0円で、負債合計0円となっております。

次に、資本の分は、基本財産500万円に前期繰越準備金1億1,465万6,418円と、当期純利益6万8,750円を合わせた資本の合計が1億1,972万5,168円となり、負債資本合計が1億1,972万5,168円となっております。

5頁をお開き下さい。

キャッシュ・フロー計算書です。

この計算書は、貸借対照表と損益計算書を補完するもので、一会計期間における現金の増減を示した計算書です。

計算書の右下欄に記載しております、6、現金及び現金同等物、期末残高と、4頁、貸借対照表の流動資産の(1)現金預金が1億1,472万5,168円で一致することとなっております。

以上が平成26年度鞍手町土地開発公社の決算報告です。

次に、清算終了についてご報告いたします。

土地開発公社は、今年の6月30日に解散いたしまして、その後は清算手続きを進めてまいりました。

具体的には、公社の根拠法令である公有地の拡大の推進に関する法律の定めによる、債権の取り立てと債務の弁済です。

債務の弁済におきましては、元々公社には債務が存在しないと認識しておりましたが、法の定めに基づきまして、官報公告に公社が解散した旨と債権者は申し出る必要がある旨を掲載しました。

結果、債権者の申し出はありませんでしたが、官報公告への掲載費用としまして9万3,952円を支出いたしました。

一方、債権の取り立てにつきましては、学校法人国際電子整備学園に対しまして10億9,356万4,637円の損害金を取り立てる必要がございましたが、昨年5月の臨時議会におきましてご説明いたしましたとおり、弁護士に依頼して損害金請求訴訟を起し、全額を請求するとなりますと、訴訟費用だけで約8千万円掛かるということでしたので、一部である200万円を請求するということで、訴訟を提起いたしました。

訴訟の結果、訴えが認められましたので、その後は財産の強制執行手続きに移りましたが、裁判所の執行官から、財産が存在しないとの理由で執行不能との結論が出されましたので、債権の取り立てにおける収入はありませんでした。

尚、弁護士に委託した訴訟費用と強制執行の手続き費用はお支払いする必要がありますので、その費用として36万1,158円を支出いたしました。

また、昨年4月から、先月の清算終了までの11ヵ月間の法人町民税といたしまして4万5,800円を鞍手町に納めました。

その外、諸手続きのための登記簿の取得や郵便料、振込手数料等がありましたので、それまでの合計として8,108円を支出しております。

これらを合計しますと、支出としましては50万9,018円となります。一方で収入の方は、損害金請求による収入はなかったものの解約利息を含めまして、預貯金から利息収入がありましたので、合計で10万9,158円が入ってきております。

清算を開始した時点での財産は1億1,972万5,168円でしたので、収入を加え、支出を差し引いた後の財産は1億1,932万5,308円となり、これが残余財産となりました。

残余財産につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第2項及び、土地開発公社の定款第26条第2項の規定に基づき、出資団体である鞍手町に帰属することとされておりますので、2月18日に全額を町に帰属しております。

これにより、清算に関する諸手続きが完了いたしましたので、2月20日に清算人会を開き、清算報告書の承認を以って、同日付で清算が終了いたしております。

以上が、清算終了の報告です。

尚、平成26年度決算の報告は、土地開発公社の清算人会におきまして承認されており、清算終了につきましても、土地開発公社の清算人会におきまして了承をされております。

以上が報告でございますが、詳細はお手元にお配りしております関係書類をご参照いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

これで報告を終わります。

次に、日程第4 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議を議題とします。

別紙のとおり、議会の意見を求められています。

これから質疑を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、会議規則第38条 第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について原案を適当と認め、原案どおり決定し、通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって原案を適当と認めることに決定しました。

次に、日程第5 議案第1号及び日程第6 議案第2号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第5 議案第1号及び日程第6 議案第2号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第1号及び日程第6 議案第2号は、鞍手町固定資産評価審査委員の選任であります。

鞍手町固定資産評価審査委員3名のうちの2名、許斐善憲氏及び添田東輝氏の任期が、平成27年3月15日をもちまして満了となるため、後任の委員として土橋幸夫氏及び黒瀬博樹氏を新たに選任するものであります。

任期は、平成27年3月16日から平成30年3月15日までの3年間であります。

なお、別紙で略歴書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上が、日程第5 議案第1号及び日程第6 議案第2号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

議案第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第2号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第1号及び議案第2号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第1号及び議案第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第2号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第1号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任を採決します。

本案について、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第1号は同意することに決定しました。

次に、議案第2号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任を採決します。
本案について、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第2号は同意することに決定しました。

次に、日程第7 議案第3号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第7 議案第3号は、過疎地域自立促進計画の変更であります。

本計画の変更は、過疎地域からの自立促進を推進するため、新たな事業の追加等を行うものであります。

今回の変更の主なものは、計画区分の3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進において、既に計画に記載している道路改良工事等のうち、4路線で区間の延長等を行うほか、くぬぎ崎橋架替工事及び橋梁長寿命化事業を追加するものです。

また、区分6の医療の確保においても過疎地域自立促進特別事業の対象事業として 子ども医療費支給事業を新たに追加するものであります。

以上が、日程第7 議案第3号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第8 議案第4号から日程第10 議案第6号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第8 議案第4号から日程第10 議案第6号までの3件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第8 議案第4号は、議会の議決事件に関する条例であります。

本条例は、国の地域主権改革の下、平成23年5月に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、総合計画における基本構想策定の法的義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市町村の判断に委ねられることとなりました。

平成27年度末をもって、現在の第4次総合計画が終了し、平成28年度以降の新たな第5次総合計画を策定することとしておりますが、策定するにあたり、基本構想について議会の議決事件とするため制定するものであります。

次に、日程第9 議案第5号は、鞍手町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例であります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、教育長に新たに職務専念義務が規定されたことに伴い、教育長の職務専念義務の特例及び勤務時間並びに休暇等に関し、必要な事項を定めるため制定するものであります。

次に、日程第10 議案第6号は、鞍手町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例であります。

子ども・子育て支援法に基づく、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額は、政令で定める額を限度とし、保護者世帯の所得状況等を勘案して定める必要があるため、制定するものであります。

以上が、日程第8 議案第4号から日程第10 議案第6号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第11 議案第7号から日程第22 議案第18号までの12件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第11 議案第7号から日程第22 議案第18号までの12件につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第11 議案第7号 鞍手町表彰条例の一部を改正する条例、日程第15 議案第11号 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例から、日程第20 議案第16号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例等の特例を定める条例の一部を改正する条例までの6件及び日程第22 議案第18号 鞍手町職員退職手当基金条例の一部を改正する条例の計8件につきましては、ともに関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

この8件の条例改正につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、従来の教育委員長と教育長が一本化され、新たな教育長が設置されることから、各条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第12 議案第8号は、鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、鞍手町土地開発公社解散及び清算終了に伴い、土地開発公社に関する所掌事務規定を本条例から削除するため改正を行うものです。

なお、本条例につきましては、昨年12月定例議会におきまして一部改正し、本年4月1日から施行されることとなっておりますが、その一部改正条例の施行より前に改正する必要があることから、12月定例議会での本条例の一部を改正する条例の一部を附則で改正するものであります。

次に、日程第13 議案第9号は、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例であります。

鞍手町の附属機関に、新たに設置される機関及び廃止される機関が生じたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第14 議案第10号は、鞍手町行政手続条例の一部を改正する条例であります。

行政手続法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、行政指導の中止等の措置をとることとする手続きが制度化されるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第21 議案第17号は、鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例であります。

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、退職手当の調整額等が改正されるため、本条例の一部を改正するものであります。

以上が、日程第11 議案第7号から日程第22 議案第18号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第23 議案第19号から日程第30 議案第26号までの8件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第23 議案第19号から日程第30 議案第26号までの8件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第23 議案第19号は、鞍手町土地開発基金条例の一部を改正する条例であります。鞍手町土地開発公社解散及び清算終了に伴い、基金を処分し土地を取得する際の資金に充てることができる要件のうち、土地開発公社に関する規定を削除するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第24 議案第20号は、鞍手町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例であります。

子育て支援の一環として、乳幼児医療費支給制度の対象年齢を上げるもので、通院で就学前から小学6年生まで、入院で就学前から中学3年生までとするため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第25 議案第21号は、鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例であります。

児童福祉法及び鞍手町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部改正に伴い、この条例を引用しております、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第26 議案第22号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例及び日程

第 27 議案第 23 号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例であります。

入居者の共通の利益を図るため、特に必要がある浄化槽の使用料を入居者より徴収するため、この 2 つの条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第 28 議案第 24 号は、鞍手町保育所設置条例の一部を改正する条例であります。

児童福祉法の改正により、保育費用の徴収根拠規定が削除されたため、本法の規定を引用している条項を削除するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第 29 議案第 25 号は、鞍手都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例であります。

鞍手町土地開発公社解散及び清算終了に伴い、負担金の減免規定から土地開発公社に関する規定を削除するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第 30 議案第 26 号は、鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例であります。

鞍手町立浮洲公園野球場の貸与申請があり、これを貸与するため本条例の一部を改正するものであります。

以上が、日程第 23 議案第 19 号から日程第 30 議案第 26 号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 31 議案第 27 号から日程第 34 議案第 30 号までの 4 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 31 議案第 27 号から 日程第 34 議案第 30 号までの 4 件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 31 議案第 27 号は、鞍手町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の特例を定める条例を廃止する条例であります。

この条例に規定する監査委員の報酬の特例を定めた年度が、すでに経過しているため、本条例を廃止するものであります。

次に、日程第 32 議案第 28 号は、鞍手町特別職の職員の給与に関する条例等の特例を定める条例を廃止する条例であります。

常勤の特別職及び教育長の給与月額の特例を定めた期間が、すでに経過しているため、本条例を廃止するものであります。

次に、日程第 33 議案第 29 号は、鞍手町特別職の職員等の期末手当の特例に関する条

例を廃止する条例であります。

この条例に規定する特別職の期末手当の特例を行う支給年月がすでに経過しているため、本条例を廃止するものであります。

次に、日程第34 議案第30号は、鞍手町一般職職員等の給与の特例に関する条例を廃止する条例であります。

一般職の職員及び水道事業企業職員の給与の特例を定めた期間がすでに経過しているため、本条例を廃止するものであります。

以上が、日程第31 議案第27号から日程第34 議案第30号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第35 議案第31号から日程第41 議案第37号までの7件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第35 議案第31号から日程第41 議案第37号までの7件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第35 議案第31号は、平成26年度鞍手町一般会計補正予算第5号であります。

本補正予算は、国が人口減少対策として地方創生を最重要課題と位置づけ、昨年11月にまち・ひと・しごと創生法を制定し、今国会において、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として、約3兆1,180億円の平成26年度一般会計補正予算を2月3日に成立させました。

この補正予算の中に、新たに地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を造成し、地域消費喚起・生活支援や、まち・ひと・しごとの創生に向けた総合戦略を先行的に実施するための関係予算などを計上しています。

本町におきましては、地域消費喚起・生活支援型予算として3,174万1千円、地方創生先行型予算として3,457万6千円、合計6,631万7千円の交付金の内示を受けております。

まず、地域消費喚起・生活支援型予算3,174万1千円の交付金につきましては、鞍手町商工会を通じて20%のプレミアム分がついた商品券を、2億2,000万円分を発行することとともに、平成27年度から子育て支援の一環として、乳幼児医療費支給制度の対象年齢を上げるもので、通院で就学前から小学6年生まで、入院で就学前から中学3年生までの拡大に取り組むこととして、関連予算を計上しておりましたが、この交付金の対象事業として前倒し、本補正予算に計上しております。

また、地方創生先行型予算として 3, 457万6千円の交付金につきましても、鞍手町版 人口ビジョン・総合戦略の策定事業費をはじめ、空き家バンク事業、移住定住促進事業、まちおこし事業などに取り組むための事業費予算を計上しております。

なお、この交付金に伴う事業予算9, 797万3千円につきましては、繰越明許費として平成27年度へ繰り越すこととしております。

そのほかの補正といたしましては、鞍手町土地開発公社の解散、清算終了に伴い、町出資金500万円と残余財産として1億1, 432万5, 308円を財産収入として受け入れ、町出資金以外の残余財産を、鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計へ繰り出すこととしております。

また、これまでに実施した事業費の確定等により国・県支出金、町債及び財政調整基金への繰入金等の補正を行っております。

そしてこれらの補正要因を調製し、歳入歳出それぞれ1億1, 698万1千円追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ79億6, 351万7千円としております。

次に、日程第36 議案第32号は、平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号であります。

本補正予算は、保険給付費の療養費及び共同事業交付金の追加と共同事業拠出金の減額に伴い、国庫支出金、県負担金などの補正要因を調製し、歳入歳出それぞれ554万8千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ24億4, 073万4千円としております。

次に、日程第37 議案第33号は、平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、後期高齢者医療保険料収入と保険基盤安定に係る繰入金の減額に伴い、広域連合納付金などの補正要因を調製し、歳入歳出それぞれ424万3千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2億4, 065万9千円としております。

次に、日程第38 議案第34号は、平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号であります。

本補正予算は、遠賀川下流域下水道事業建設費の補正予算に伴う減額及び不用額が確定した事業の減額などの補正要因を調製し、歳入歳出それぞれ1, 343万8千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ7億8, 621万6千円としております。

次に、日程第39 議案第35号は、平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、鞍手町土地開発公社の解散、清算終了に伴う残余財産分を本会計に繰り入れ、鞍手町かんがい施設維持管理運営基金に積み立てることとして補正を行っております。

歳入歳出それぞれ1億1, 432万5千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2億6, 635万5千円としております。

次に、日程第40 議案第36号は、平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算第3号であります。

本補正予算は、歳入におきまして、基金の積立を継続したことによる預金利息の増額及び開発申請確定測量の補償費増額分を計上しております。

また、歳出におきましては、旅費、需用費、役務費、委託料及び使用料の不用額を減額し、解体工事で調整をさせて頂いております。

歳入歳出それぞれ836万8千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ6億7,366万8千円としております。

次に、日程第41 議案第37号は、平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、くらて病院の空調設備の整備事業費が入札により減額となったことに伴い、貸付金を1,000万円減額するとともに、その財源についても減額、組み替え等の補正を行うものです。

歳入歳出それぞれ1,000万円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2億6,704万9千円としております。

以上が、日程第35 議案第31号から日程第41 議案第37号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第42 議案第38号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第42 議案第38号は、平成27年度鞍手町一般会計予算であります。

提案するにあたりまして、国の動向や経済情勢を踏まえ、私が公約として掲げております2つの目標、9つの柱に沿って、これまでの約2年間の取り組みを述べながら、平成27年度の町政運営の基本姿勢と予算内容の概略を説明させていただきます。

平成26年度の補正予算第5号の提案説明の時にも少し触れましたが、国は、急速な人口減少と東京一極集中を是正し、地方の崩壊に歯止めをかけ、地方を蘇らせるとして、まち・ひと・しごと創生法を昨年11月に制定しました。

この法律に基づき、国においては長期人口ビジョン、総合戦略を策定し、地方創生に取り組むこととしています。

この国の政策に合わせて、都道府県及び市町村にも地方版人口ビジョン、地方版総合戦略の策定を求めています。

本町におきましても、幅広い分野から委員を選任し、仮称鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会を早急に立ち上げ、総合戦略を策定し、鞍手町の創生、活性化に取り組んで参ります。

また、鞍手町の最上位計画である第4次総合計画が、平成27年度で10年目の最終年度となります。

第4次総合計画のこれまでの取り組みを検証しつつ、平成28年度以降の新たな総合計画の策定に着手して参ります。

また、この他にも都市計画マスタープランの見直しを行うこととしており、平成27年度は、鞍手町のまちづくりの方向性を決める重要な年度となっております。

これらの策定にあたっては、農、工、商の各分野をはじめ、専門的な知識を有される方や広く住民の方々のご意見を伺いながら策定していきたいと思っております。

また、国の経済財政運営を見ますとアベノミクスにより株価、経済成長率、企業業績及び雇用率等多くの経済指標は著しい改善を見せています。

国は景気回復を減退させるわけにはいかないとして、消費税率10%の引き上げを平成29年度に延期しています。

これにより子育て支援、医療、介護などの社会保障費財源が不足することとなりますが、国は可能な限り実施していくとしております。

去る2月3日、国は3兆1,180億円の平成26年度補正予算を成立させ、平成27年度一般会計予算9兆6,420億円についても国会で審議が行われておりますが、いずれも地方創生を最重要課題と位置づけ予算確保に努めております。

本町におきましても、平成26年度補正予算第5号に平成27年度に計上する予算の一部を前倒しつつ、平成27年度予算に鞍手町の創生と活性化に取り組むための、所要の措置をしております。

そこで、私が掲げております2つの目標、9つの柱に沿って、平成27年度の町政運営の基本姿勢を説明したいと思います。

まず、鞍手町を魅力ある、住みたい町へを目標とする4つの柱についてであります。

第1は、子育て支援と教育振興であります。

この柱は、これからの町づくりにおいて、安心して出産し、育児ができる環境づくりと、子どもたちが生活する家庭、地域社会、学校におけるより良い教育環境が一体となって醸成されるよう、教育の振興に取り組むことを掲げたものであります。

町長に就任以来、子育て支援につきましては、平成25年度から鞍手町立保育所の開所時間の見直しや、風しんワクチン無料化などに取り組んで参りました。

先に述べましたように、平成27年度からは、さらなる子育て支援策として、乳幼児医療費支給制度の対象年齢を引上げ、通院で就学前から小学6年生まで、入院で就学前から中学3年生までに拡大いたします。

また、幼稚園の就園奨励金制度を導入するとともに、本年度策定した鞍手町子ども・子育て支援事業計画に基づき、病児、病後児保育事業を実施いたします。

その他、まち・ひと・しごと創生法に基づく鞍手町版総合戦略を平成27年度内に策定し、若い世代が結婚、出産、子育てに希望が持てる施策に取り組みます。

さらに、義務教育においては、小学校及び中学校の学習アシスタント事業などをさらに拡充し、児童生徒の学習環境の充実に取り組みます。

地方教育行政においては、その責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図る等の改革を行うことを目的に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、本年4月から施行されます。

この改正により、新たに総合教育会議が設置され、教育委員会と首長が教育行政に関する大綱の策定、重点的に講ずべき教育施策、緊急の場合に講ずべき措置等に関し協議、調整を行うことになりました。

早急に大綱を策定するとともに、教育委員会と協議、調整を行いながら、児童生徒に充実した学習環境を提供し、魅力ある学校づくりに努めていきたいと考えております。

中学校は、4月から鞍手町立鞍手中学校として開校いたしますが、町内6小学校につきましては、適正規模、適正配置に課題が残っております。

本年1月27日に文部科学省は、約60年ぶりに公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引を見直し、公表しました。

小学校のあり方については、児童の教育環境の充実を最重要課題と考えながらも、地域コミュニティの核として存在意義も重要視しなければなりません。

この小学校のあり方については、平成27年度から、その検討、協議する組織の編成及びその進め方について、保護者をはじめ広く地域住民のご意見を伺いながら慎重に進めてまいりたいと考えております。

次に第2は、雇用促進であります。

この柱は、鞍手インターチェンジや遠賀川渡河橋などの新たなインフラを生かした企業誘致を進め、雇用促進に取り組むことを掲げたものであります。

町長に就任以後、中山西区用地に3つの企業を誘致し、さらに昨年12月にも、中山用地に和菓子製造会社北九食品加工有限会社を誘致することができ、新たな雇用創出に努めております。

さらに平成27年度は、地方創生先行型交付金を活用し、国の認定を受けた創業支援事業の中で、起業セミナー等を開催しながら、新たな創業、起業の支援に取り組んでまいります。

次に第3は、地場産業の活性化であります。

この柱は、企業誘致を進めていくとともに、商工会やJAとの連携を密にしながら、地場の商店や工業の浮揚、付加価値の高い、鞍手ブランド作物の開発と流通ルートを開拓し、地場産業の活性化に取り組むことを掲げたものであります。

平成25年10月に武雄市を中心とした、日本自治体等連合シンガポール事務所運営協議会に加入し、昨年8月にシンガポールにおいて、本町の特産品である巨峰ブドウの展示販売の開催やシンガポール国内におけるインターネット販売を実施し、鞍手町のPRに努めてまいりました。

この特産品の海外販路開拓事業については、外国に対するPR活動とともに、国内に対す

る特産品の認知度を引き上げる効果もありますので、平成27年度も引き続き取り組んでまいります。

その中で、平成25年12月に開設いたしました、特産品を取り扱うインターネット通販サイト KURATE s gにつきましても、この1年間の売上額に対する事業費などの費用対効果から見直しが必要と判断し、インターネット通販サイト事業につきましても、平成26年度をもって終了することといたしました。

新年度からは、各商店、店舗あるいは農産物の直売所などがインターネット通販事業に取り組む際の支援事業に転換して、農、工、商業の販売促進、活性化に取り組んでまいります。

次に第4は、自然環境と文化財の整備であります。

この柱は、農、工、商の情報などとともに、本町の自然環境や文化財の魅力を発信していくよう、条件整備に取り組むことを掲げたものであります。

本年度、観光によるまちづくりを目指し、その基本計画となる個性ある地域づくり推進計画の策定作業を進めております。この計画では、ふっくら くらて“笑顔と笑い”に満ちた観光まちづくりを基本理念とし、国や県指定の重要文化財などを活用するほか、新たな観光資源の掘り起こしを行い、農、工、商、そして地域と連携し、様々な推進事業に取り組んでまいります。

以上が、鞍手町を魅力ある、住みたい町へを目標とする4つの柱であります。

次に、鞍手町を老若男女すべての人が笑顔で暮らせる町へを目標とする5つの柱についてであります。

第1は、地域環境や住環境のインフラ整備であります。

この柱は、誰もが住みたい町であるための要素として、地域環境や住環境のインフラ整備を進めていくことが非常に重要であることから、公共下水道の普及促進、治水対策などに取り組むとともに、遠賀川渡河橋の早期供用開始、沿線道路と通学路、六田川、県道直方・宗像線の整備促進などに取り組むことを掲げたものであります。

遠賀川渡河橋につきましては、橋名が「北九鞍手夢大橋」と決定し、供用開始も今年29日と決定いたしました。

これまで待ち望まれた、遠賀川渡河橋の供用が開始され一つの区切りを迎えますが、まだ一部、用地買収が整っていないため、町道の一部が仮設路線となっております。

今後は、この用地の確保と本来の事業完了に向けて、県と歩調を合わせながら取り組んでまいります。

また、県道直方・鞍手線の道路整備促進のため、直方市と鞍手町で、一般県道直方・鞍手線道路整備促進協議会を設置し、早期完成に向け要望活動を行っております。

県道直方・宗像線の道路整備促進においても、直方市、宗像市及び鞍手町とで、主要地方道直方・宗像線道路整備促進協議会及び直方・宗像線沿線自治体連絡会議を設置し、ハードとソフトの両面から関係自治体と連携し、福岡県に対して早期完成に向け要望活動を行っております。

さらに、準用河川 六田川治水対策検討委員会を昨年3月に設置し、国土交通省 遠賀川河川事務所及び福岡県などに対し、治水対策に向けた協議を行うとともに、効率的な排水対策案の検討に入っており、今後も水害のない環境づくりに向けて努力してまいります。

地域環境や企業誘致のために必要な、インフラの整備、拡充にも引き続き努めておりますが、平成27年度においては、下水道は、中山西区、山ヶ崎、昭和通り地区の整備を進めてまいります。

次に第2は、福祉の充実であります。

この柱は、老々介護、独居老人の問題の解決や男女共同参画社会の構築などのほか、利便性や安定して継続できる財政負担などを総合的に勘案した、地域公共交通の整備などに取り組むことを掲げたものであります。

本年度から高齢者や障がい者の在宅緊急時の情報伝達手段として、救急安心カードの配布事業を行うとともに、直鞍2市2町が連携し、高齢者等徘徊SOSネットワークを構築するための協議を行っております。

認知症高齢者等の徘徊行動に対し、早期発見、保護が図れるような体制づくりに努めております。

また、高齢者や障がい者の社会参加を促すために、車椅子ごと乗降できる福祉車両を整備し、貸出事業も開始しております。

さらに、地域公共交通におきましては、高齢者の移動手段の確保及び中学生の通学方法の確保のため、乗降しやすい低床型、ノーステップバス2台とワゴン車2台を購入し、今月22日より新たな運行を開始いたします。

今後も高齢者や障がい者の福祉の向上に取り組んで参ります。

次に第3は、医療の充実であります。

この柱は、住民の皆さんが安心して医療サービスが受けられる環境整備に取り組むことを掲げたものであります。

平成25年度から鞍手町立病院を地方独立行政法人くらて病院に移行し、安定経営と医療サービスの充実のために、理事長を先頭に職員の皆さんが一丸となって努力していただいているところでありますが、さらなる医療の充実を求めています。

その結果、平成26年11月からは週2回、小児科を開設することとなったほか、本年1月からは夜間の急患にも対応できるよう医師2名による診療体制を整えたところです。

また、くらて病院につきましては、移転建て替えを含めたところで、耐震化について検討する必要があるほか、さらなる医療体制の拡充に向けた取り組みが必要であると考えております。

今後も安心、安全のまちづくりの核となり、安定経営を継続できる病院となるよう協議を進めてまいります。

次に第4は、文化を享受できる環境の整備であります。

この柱は、町内における高速光回線の整備促進などにより、情報を享受できる環境づくり

を支援していくとともに、公共施設については、効率的かつ効果的な活用が図られるよう、取り組むことを掲げたものであります。

現在、町内の高速光回線の整備については、複数の通信会社の企業努力により、徐々に拡大しつつあります。私自身も直接通信会社に対し、サービスエリア拡大に向け積極的に要望活動を行っております。

平成27年度中にも新たにエリアが拡大されることとなっており、今後もエリア拡大に向け要望活動を行ってまいります。

また、地方創生先行型交付金を活用し、平成27年度中に観光情報や防災情報の取得を容易に行えるよう、町内の主要公共施設に光回線による公衆無線LAN、いわゆるWi-Fiのアクセスポイントを設けることとしております。

公共施設の活用のうち、南北両中学校跡地の利用につきましては、中学校跡地等利用検討委員会でご審議いただき、鞍手南中学校グラウンドについては、九州女子大学附属鞍手幼稚園へ、園児の運動場として、鞍手北中学校グラウンド及びテニス場等については、折尾愛真高等学校へ、サッカー部及びテニス部の練習場として貸し出すこととしております。

また、折尾愛真高等学校につきましては、本年4月に女子硬式野球部が創部されることから、浮洲公園野球場を専用練習場としての、使用の申し入れがあり、これまでの浮洲公園野球場の利用状況や、収入状況及び今後の維持管理費等を総合的に判断し、その申し入れを受けるとして、関係条例等の整備について、議案を提出させていただいております。

これまで、公共施設につきましては、住民福祉の向上と住民ニーズに応じながら、整備されてきましたが、設置後経年劣化による老朽化等により補修や改修が発生し、その経費は年々増加することが見込まれます。

今後は、各施設の設置目的を念頭に置きながらも利用状況等や今後の維持管理などを含め、総合的な判断を行いながら、その存廃について検討してまいりたいと考えております。

第5は、町の財政健全化であります。

すべての施策は、町財政の健全化という大きな課題を克服しなければ、具体化できないものであります。

今も申しましたが、公共施設の老朽化に伴う維持管理費は、今後、町の財政に大きな影響を与えることとなります。

人口が減少する中で急速な高齢化の進展は、生産年齢世代の減少を意味し、自主財源の確保を困難にするとともに、社会保障費の増加をもたらします。

このような状況の中で、公共施設の維持管理、更新については長期的な視野に立って、計画的に取り組む必要があります。

平成27年度中には、公共施設等総合管理計画を策定するとともに新たな指針に基づいた、新地方公会計の整備を行います。

また、新地方公会計導入をさらに効果的にするために、平成28年度から予算編成を現行の科目別予算から事業別予算に組み替えるため、平成27年度からその準備作業に入ります。

活力があり、魅力あるまちづくりを推し進めることと、財政の健全化を両立させることは大変難しいことですが、投資も歳出削減も、メリハリのある大胆な取り組みが必要であると考えております。

鞍手町の文化やさまざまな資源を生かし、企業誘致や地場産業の活性化を図り、自主財源の確保に努める一方で、効率的な財政運営を行うため、行財政改革をさらに進め、経費削減に取り組んでいく考えであります。

ここからは、平成27年度鞍手町一般会計予算の編成内容を款ごとに、主なものについて述べさせていただきます。

まず、2款 総務費では、社会保障・税番号制度システム開発に伴い電算管理費で2,462万4千円、県知事、県議会議員、町議会議員及び農業委員会委員の選挙に伴い1,254万1千円を計上したことなどにより、総務費全体では、平成26年度と比較して1億3,622万3千円増となる8億8,072万7千円を計上しております。

次に、3款 民生費では、障害者自立支援事業において各種事業の充実を図り、平成26年度と比較して3,144万円増額となったことなどにより、民生費全体では、平成26年度と比較して4,699万6千円増となる、24億7,923万5千円を計上しております。

次に、4款 衛生費では、し尿処理場の経年劣化に伴う修繕料等で2,836万1千円を計上したことなどにより、衛生費全体では、平成26年度と比較して2,340万1千円増となる7億7,481万7千円を計上しております。

次に、6款 農林水産業費では、平成27年度新たに農業、農村が有する多面的機能の維持、発揮を図るため、多面的機能支払交付金事業に取り組むこととしており、その事業費として4,350万9千円を計上するとともに、活力ある高収益型園芸産地育成事業への補助費878万円を計上したことなどにより、農林水産業費全体では、平成26年度と比較して4,957万4千円増となる1億9,012万3千円を計上しております。

次に、7款 商工費では、平成26年度に小型バス等を購入し、新中学校への通学が、遠距離となる中学生の通学方法の確保を含めた、地域公共交通の運行維持の負担金が3,543万6千円増額となったことなどにより、商工費全体では、平成26年度と比較して3,352万1千円増額となる9,012万6千円を計上しております。

次に、8款 土木費では、遠賀川渡河橋整備事業に対する負担金、通学路を含む町道の改修等の事業費、西川改修に伴う、タブの木橋 架け替えの負担金及び急傾斜地崩壊対策事業費等の事業等が減額になったことなどにより、土木費全体では、平成26年度と比較して1億5,727万4千円減額となる6億6,619万8千円を計上しております。

次に、9款 消防費では、平成26年度予算に計上されていた直方鞍手広域消防事務組合の消防無線デジタル化整備事業や30m級のはしご車の更新事業費や防犯灯整備事業費が減額となったことにより、消防費全体では、平成26年度と比較して1億5,221万5千円の減額となる3億4,903万8千円を計上しております。

次に、10款 教育費では、小学校管理費におきまして剣南、古月、西川及び新延の4小

学校の屋内運動場の耐震補強等の工事費 2 億 3, 853 万 4 千円を計上しておりますが、新中学校の整備事業が完了したことなどにより、教育費全体では、平成 26 年度と比較して 3 億 1, 397 万 9 千円の減額となる 6 億 9, 735 万 1 千円を計上しております。

次に、12 款 公債費では、平成 11 年度に起債した減税補てん債等の元利償還が平成 26 年度で終了したことなどにより、公債費全体では、平成 26 年度と比較して 2, 316 万 1 千円の減額となる 6 億 4, 418 万 1 千円を計上しております。

以上が、平成 27 年度の主な施策に対する歳出予算であります。

一方、これに対する歳入につきましては、依然として地方交付税をはじめ、国、県支出金や町債などの依存財源に頼らなければならない厳しい予算構成になっております。

自主財源の主なものである町税は、景気回復の兆しがさまざまな指標に表れているとともに、予算見積もりの見直し等により、個人住民税においては、平成 26 年度当初予算と比較して 618 万 1 千円増額となる 5 億 4, 821 万 4 千円を、法人住民税においては 2, 376 万 2 千円増額となる、1 億 3, 416 万 8 千円を計上しております。

これに対します依存財源の主なものである 10 款の地方交付税につきましては、国の交付税財源が 16 兆 7, 548 億円となり、平成 26 年度と比較して 1, 307 億円、率にして 0.8% 減額となっていることから、減額が見込まれる一方、まち・ひと・しごと創生に取り組むための財政需要として、「人口減少等特別対策事業費」枠が設けられたことにより、増額要因もあることから、平成 27 年度は平成 26 年度と同額を計上しております。

消費税率 10% への引き上げが平成 29 年度からに延期されたことに伴い、地方消費税交付金の増額分が制度導入時よりも見込めなくなった状況もあります。

また、町債におきましても、新中学校統合の整備事業、急傾斜地崩壊対策事業及び防犯灯整備事業などが完了したため、4 億 6, 170 万円の減額となったほか、平成 27 年度地方債計画において税収等が増収見込みとなり、臨時財政対策債発行分の財源が平成 26 年度と比較して 19.1% 減額となったため、本町の臨時財政対策債においても減額率相当分の 3, 800 万円を減額し計上しております。

これらにより、平成 27 年度当初予算編成に伴う財源不足分 3 億 9, 818 万 5 千円については、財政調整基金から繰り入れることにより歳入歳出予算を調製しております。

その結果、平成 27 年度一般会計予算総額は、歳入歳出それぞれ 6 億 9, 730 万円としております。

これは、平成 26 年度の当初予算 7 億 4, 674 万 4 千円と比較しますと、額にして 3 億 4, 944 万 4 千円、率にして 4.82% の減額となっております。

以上のような基本的な考え、財政状況を踏まえながら、平成 27 年度当初予算を編成いたしました。

当会期中に提案する関連議案とともにご審議の上、ご協賛賜りたく、以上、平成 27 年度一般会計予算の提案にあたり、今後の町政運営の基本姿勢と、予算編成方針を申し述べ、提案説明といたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第４３ 議案第３９号から日程第５１ 議案第４７号までの９件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第４３ 議案第３９号から日程第５１ 議案第４７号までの９件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第４３ 議案第３９号は平成２７年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算であります。

本予算は、保険給付費の療養諸費及び高額療養費、後期高齢者支援金、共同事業拠出等の増加による国庫支出金、療養給付費交付金、県支出金などの関係項目を調整し、予算総額を、歳入歳出それぞれ２億５，０１５万２千円としております。

次に、日程第４４ 議案第４０号は平成２７年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算であります。

本予算は、後期高齢者医療保険料、保険基盤安定繰入金の増加による後期高齢者医療広域連合納付金などの関係項目を調整し、予算総額を、歳入歳出それぞれ２億５，２０７万８千円としております。

次に、日程第４５ 議案第４１号は、平成２７年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算であります。

本予算は、貸付回収金を一般会計へ繰り出すこととして、予算総額を歳入歳出それぞれ１億５，１５万８千円としております。

次に、日程第４６ 議案第４２号は、平成２７年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算であります。

本予算は、新川処理分区、古月処理分区、中山処理分区及び西川処理分区の面整備に係る工事費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ８億１，２４５万８千円としております。

次に、日程第４７ 議案第４３号は、平成２７年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、町内１１ヶ所のかんがい揚排水機場の年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ７，２４５万１千円としております。

次に、日程第４８ 議案第４４号は、平成２７年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、谷山池斜樋操作場・谷山池パイプラインの施設について、年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ１，０９６万円としております。

次に、日程第49 議案第45号は、平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算であります。

本予算は、事業の完了に伴い、周辺家屋への被害状況を調査するための委託費用、並びに改良住宅移設事業に伴う周辺地域の道路等の補修工事費用等を調整し、予算総額を、歳入歳出それぞれ1,148万1千円としております。

次に、日程第50 議案第46号は、平成27年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算であります。

本予算は、病院事業債、過疎対策事業債の貸付け及び金融機関への償還などを主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ3億2,491万6千円としております。

次に、日程第51 議案第47号は、平成27年度鞍手町水道事業会計予算であります。

本予算は、前年度に続き厳しい経営状況の予算編成となっております。

予算第3条収益的収入及び支出では、水道事業収益3億6,181万4千円に対し、水道事業費用3億7,397万5千円で、差引1,216万1千円の赤字予算を計上しております。

次に、予算第4条資本的収入及び支出では、資本的収入2,065万2千円に対し、資本的支出1億372万3千円で、差引8,307万1千円の不足となりますが、不足額につきましては、当年度までの損益勘定留保資金から補填することとしております。

以上が、日程第43 議案第39号から 日程第51 議案第47号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第52 議案第48号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第52 議案第48号は、鞍手町道路線の認定であります。

本路線は、鞍手町大字新延地内 路線番号540号泉水2号線で、泉水団地改良住宅移設事業の工事が完了したことから、今回町道認定するものであります。

以上が、日程第52 議案第48号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第53 議案第49号及び日程第54 議案第50号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第53 議案第49号及び日程第54 議案第50号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第53 議案第49号は鞍手町営葬斎場の指定管理者の指定及び日程第54 議案第50号は鞍手町衛生センターの指定管理者の指定であります。

両施設につきましては、施設の管理運營業務を効果的かつ効率的に行うため、平成18年10月1日より指定管理者制度を導入しております。

今回、平成22年からの5年間の指定期間が平成27年3月31日をもって満了することから、4月以降の指定管理者を選定するため鞍手町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づき、指定管理の公募、選考を行った結果、鞍手町営葬斎場につきましては、宗像市の有限会社 富士サービス、鞍手町衛生センターにつきましては、町内の株式会社 タケマツ環境を指定管理者の候補者として選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得るものであります。

なお、指定期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間としております。

以上が、日程第53 議案第49号及び 日程第54 議案第50号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

この際休会についてお諮りします。

明日5日から8日までの4日間を休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日5日から8日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 14時19分

平成27年鞍手町議会第1回定例会会議録（第2号）						
平成27年 3月9日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成27年 3月9日 午後1時00分			川野高實		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成27年 3月9日 午後1時45分			川野高實		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	11	宇田川亮		12	岡崎邦博	

職出 務席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部哲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興課長	立石一夫	出欠
	福祉人権課長	守田純子	出欠	上下水道課長	原敏勝	出欠
	税務住民課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	長友浩一	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成27年第1回鞍手町議会定例会議事日程

3月9日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

平成27年第1回定例会

No. 1

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指定者
2番 須山由紀生	1. RDF方式によるゴミ処理について (1) 「平成35年問題」のその後の検討状況は。 (2) 「自区内処理」の原則を壊さないゴミ処理の方法についての考えは。 (3) ゴミ袋の値下げの考えは。 2. 北九鞍手夢大橋に繋がる仮設道路について (1) 接触事故防止の対策は。 (2) 仮設道路の形状は、どのように変わるのか。又、期間はいつごろを想定しているのか。	町長 町長
11番 宇田川 亮	1. 中学校卒業まで医療費の無料化を (1) 子どもの医療費助成を就学前から、小学6年生までに拡充したことによる町の負担額は。 (2) 福岡県が2016年度より、医療費助成を小学6年生までに拡大することを表明したが、中学3年生までに助成を拡大する考えは。 (3) 子どもの医療費に重点をおく一方で、福祉3医療の障がい者・ひとり親医療が縮減されない様、県に求めるべきでは。 2. 高すぎるゴミ袋代の引き下げを (1) くらじクリーンセンター建設の起債償還はいつまでなのか。 (2) 償還が終われば、一部事務組合の負担金を減らし、ゴミ袋代の引き下げができるのでは。	町長 町長

平成27年3月9日（第2日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の予定表の順序により行います。

最初に、2番議員 須山由紀生君の質問を許可します。

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

通告に従いまして質問をします。

質問の前に、私が多くの町民の皆様と話をする中で、町内のゴミの処理の流れ、この詳細を知らない人が非常に多いということに気づかされました。そこで、このRDF方式を簡単に説明いたしまして質問に入りたいと思います。

RDFとは、家庭から出る生ゴミやプラスチックゴミなどを、宮若市にありますくらしクリーンセンターで圧縮をし、ペレット状の固形燃料にしたものを言います。

このRDF、いわゆる廃棄物固形燃料ですね。これを大牟田リサイクル発電所で燃料として燃やして発電をし、その電力を九電に売電をする仕組みになっています。

大牟田まではかなりの距離になりますので、当然、その過程において運搬料や高額の処理委託料が発生します。この処理費を宮若、小竹、鞍手、1市2町で負担をし、運営されているのが現状です。

この発電事業が平成29年度で事業期間の満了をむかえ、平成30年4月以降は10年の稼働延長を前提としながらも、福岡県及び電源開発に対しRDFの計画、搬入量の確保や大牟田リサイクル発電株式会社に対する出資金の放棄の働きかけ等に取り組み、少しでも処理委託料の圧縮を図っていくと、こういうふうには平成23年の6月議会の行政報告でありましたが、平成25年3月から再生可能エネルギー発電の固定価格買い取り制度の適用が受けられることから、平成25年度よりRDF処理委託料が値下がりになり、発電事業の延長問題は、この買い取り制度の適用がなくなる平成34年度までの5年延長とする旨の報告が、発電事業運営協議会よりあったと平成25年の6月の行政報告でありました。

そして、平成35年度以降の可燃物処理方法については、平成35年問題と位置づけ、具体的な検討に入っていくということでした。それから、既に2年余りを経過しておりますが、この平成35年問題のその後の検討状況をお尋ねいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

いま、須山議員さんが克明に、R D Fについてはご説明がありましたので、私の方は割愛をさせていただきますが、これは、もう少し付け加えるならば、当時平成9年から10年だったと思いますが、これは県の指導でR D F化を進めたという点が1つございます。

それともう一つは福祉センターを全国的に作ったかどうかという、これは国の指導だったと思いますが、そういうふうな1つのブーム的なものがあったのではないかなと思われ

ます。

いま、須山議員がおっしゃいましたように、当然のことながら、当時は鞍手郡の4町の町長さんが、おそらく県の指導の下で、当時ではおそらく最先端だったかと思われ

ます。

それでR D F化を進めたのですが、あれからかなり年数が経ちまして、私もいろいろと町長にさせていただきまして見直しを勉強しているのですが、大きく1つは、やはり時代の流れからすると、もう少し時代遅れであるというのが1点と、それと須山議員さんもおっしゃいましたように、宮若から大牟田まで運ぶ輸送賃、トラックで運んでいるのですが、その油代とか人件費、こういったものを鑑みますとかなり高く付いているのが現状ではないかなと思っております。

また、ゴミ袋1枚が、税抜きの80円ということにおきましても、これは当時、私が議員2期目のころだったですか、値段が決まった状態で発表がなされたものですから、その事前協議、若しくはその経緯なんていうのは、私は分からなかったのですが、私もこの34年問題につきま

しては、いま宮若市と小竹町と鞍手町の首長どうして話し合いを行っています。

その中においては、当面は宮若のR D Fの施設を急に、34年までに止めるにはちょっと時間が無いだろうということで、いま須山議員さんの話にもありましたように、少し延長をする方向で検討をいたしております。

ただ私の考えは、いま1市2町でやっておりますけども、今後この問題は、会社経営もそうなんです

が、共同経営でやるのがいいのか、若しくは鞍手が独自案でしっかりとした費用対効果を考えながらやって行った方がいいのかというのは、私はいま両立てで考えて行こうということを担当課の課長とも話をしております。

あくまで1市2町の組合で、当然のことながら将来どうするかということを考えて練っています。

それとは別に、鞍手町が仮にやるとすればこのようなやり方でやって、逆にゴミを他町から集めて、お金を

いただいてやった方がいいのかとか、いろいろなメニュー、オプションを考えながら検討して行こうではないかということも私は申しております。

なぜならば、普通の一般株式会社におきましても、共同経営で上手く行ったというところはあまりないのです。最終的には経費の無駄使いだとかアバウトな経営になる、3人おればあの人がおるから大丈夫だろうという、危機に迫った考えがなくなってアバウトになってくるものですから、どうしても株式会社の場合には経営が甘くなってくるということが多々あります。

そういったことも鑑みますと、私は1市2町の事務組合で当然のことながら考えて行くのもいいでしょう。ですけど、先程申しましたように、内は内の独自案でも考えて行くということを平行しながら35年問題に向けては今やっている最中でございます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

今の町長の答弁と重複するところもありますが、いろいろな説明がありました。

今後、平成35年以降、新たに他のゴミ処理施設を新設をするにしても、他の自分達、自治体に委託するにしても、いろいろな大きな課題があるかと思いますが、自分達で出したゴミは自分達で責任をもつという、自区内処理の原則を壊さないためにも、何かよいゴミ処理の方法を考えなければいけないと私は思います。

田川地区では、現在ゴミ焼却施設が検討されていますが、当鞍手町でもそういったことを含めた計画があるのでしょうか。再度その点について町長にお尋ねいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

都市と廃棄物管理に関する調査研究報告というのがございまして、いま、須山議員さんがおっしゃいましたように、一般廃棄物の処理は市町村の行政区域内で完結をするという、自区内処理というのはそういう意味であるということが謳われております。

先程申しましたように、当然のことながら、今は1市2町の合同でやっている訳であります。先程言いました研究報告から行くと原則的には各自治体内で処理をなささいということですから、私が先程申しましたように、鞍手町は鞍手町の独自案として、経費削減をしながらゴミ袋の代金を値下げできる方向を見いだしながら、今から検討して行きたいとそう思うっております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

このゴミ問題は鞍手の活性化とは、また違った意味で鞍手町の大きな課題の1つだと私は位置づけています。是非、今後の鞍手町の重要課題の1つとして考えていただければと思っております。

次に、全町民が望んでおりますゴミ袋の、先程話が出ました値下げについて質問いたします。

今の社会は、ゴミをどのようにして減らすかということが一番の課題になっています。またリサイクルの促進で、ゴミの処理量も年々減っているのが現状のようですが、しかし、人が生活をしていく上で、ゴミが全くなくなるということは絶対にあり得ないことです。

生まれたばかりの赤ちゃんからお年寄りまで、全ての人がこのゴミ発生の対象になります。

このゴミを毎日処理するために使われるゴミ袋の、鞍手町は近隣の自治体と比べてもかなり高い設定になっているのが現状です。

昨年は、消費税が上がった分は若干値下げになっているとは思いますが、それでもまだまだ高い設定となっております。本来は無料が一番理想なんですけど、町の財政上の問題も考慮し、10円でも20円でも、できれば近隣の自治体と同じくらいに値下げができないでしょうか。

このゴミ袋の値下げの問題は一部の人達だけでなく、鞍手町全員の切実な願いだと思っております。この点について町長はどう思われるのでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

実は私、27年度からゴミの料金を10円値下げを本来はしたかったのですが、いまは当然のことながら1市2町で足並みを揃えている状況でございます。その総意が取れなかったというのが現状でございます。

ただ、もうご承知かと思いますが、平成29年度で起債の償還が終了するのです。それで30年からは組合に対する負担金というのが大幅に減りますので、おそらく、これは私の考えですが、平成28年の6月議会、若しくは9月議会の段階で値下げの発表ができるのではないかと、その辺に向けて今協議をしながら推し進めている状況でございます。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

展望のある答弁をいただきましてありがとうございます。

このゴミ袋の値下げ問題は、先程も申しましたように全町民の長年の願いだと思っておりますので、是非早急の改善をお願いいたします。

次に、北九鞍手夢大橋に繋がる仮設道路について質問をいたします。

今月の28日には北九鞍手夢大橋の開通が行われ、北九州から鞍手までの進入時間もかなり短縮されると思います。北九州市、鞍手間が今まで以上に密な関係になることが予想されます。そして、車の交通量も増え、町長の言われるところのL字ラインも、それに伴い活性化するのではないかと想定されます。

新しい橋ができてL字ラインが活性化し、北九州市との行き来が非常に便利が良くなるのはいいのですが、ただ1つだけやっかいな問題がありまして、それは堤防に取り付く歪なカーブの仮設道路です。あれがかなり問題になって来るのではないのでしょうか。なぜかと言いますと、今村から堤防に侵入するのにももの凄く入りにくいということです。

そして毎日あそこを利用される多くの方から、そういった苦言を耳にしています。また、

あの仮設道路が出来てから、堤防に侵入する辺りで、現在までかなりの接触事故が起きているようです。幸いにも、いま大きな事故の話はまだ耳にしていますが、今後どのような大きな事故に繋がるかも分かりません。そのような大きな事故が起きる前に何らかの対策が必要ではないでしょうか。その辺の対策を何か考えておられるのでしょうか、その辺を町長にお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ご承知のように、あそこの整備につきましては、直方の県土整備、これは県の管轄になるわけではありますが、今月の29日に開通式を行います。

開通式を行うに当たっては、本来であれば真っ直ぐしたかったのですが、今のところまだ土地の買収が終わっていないというのが、皆さん方ご承知のようにそういう現状でございます。

ちょっと、グニャグニャと曲がって堤防に付いているわけではありますが、あそこに信号を付けると、橋から堤防に向かってどんづまったところに信号が付きますので、その信号から鞍手への進入のグニャと曲がった、そこの進入路までの距離が短いものですから、公安の方では正式な信号は付けられないということでした。それに変わるもので、鞍手側が赤点滅で、堤防側が黄色の点滅で対応できないかということも今、県土木の方を通じまして公安の方に打診をしている状況でございます。

それが付くと若干黄色が点滅して、鞍手から来ると赤が点滅しますので、視認性が良くなるかと思っております。

もう1点は、中央分離帯のところには何か太陽ソーラーで光る、正式名称は分かりませんが、あれを今県と話して、付けたらどうかということも検討中でございます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

点滅信号等が付けばかなり入りやすくなるかと思えます。出来れば是非そういうふうにしていただきたいと思っております。

もう1点ですが、仮設道路の形状が今のままか、もう少し広がって、今町長が言われるグニャグニャと入って来るのか、その辺がどうなのかと。

もう1点は、仮設道路の期間が何時までぐらい、あの仮設道路を考えておられるのかその辺を町長にお尋ねしたいと思えます。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

グニャと曲がった仮設道路の形は、今のところあれで仕上げの状況なんですね。ですから

あれが変わるといふ報告は、県の方からは聞いておりません。

もう1点は、いつ仮設がなくなるのかという問題ですが、いま一生懸命地権者の方と、これは私が町長になってからずっとですが、いろいろ交渉をさせてもらっている状況であります。ただその辺の同意を得られておりませんので、私がここで何時から何時までという例え話は出来ないかと思ひます。

ただ一生懸命やっているといふのは、県と内と、県会議員も通じまして、いろいろな方も通じて、いろいろな手を使ってやっている状況であるのですが、なかなかそこまで行っていないということでもあります。

ただもう1点言えることは、それと平行しまして、これは県が言っていることなんですが、あそこの県道の認定を取って、そして、最終的には、私としてはしたくないのですが、強制執行なりの話も平行して県の方は進めていますということでもあります。

何度も言いますように、私はあそこは何とか折り合いが着くような話で、折り合いが着くような形で、最後の最後まで努力はしたいなと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

どうもありがとうございます。

今後、大きな事故等が起きる前に、少しでも早くあの辺りがきれいになればいいなと私も思っており、今日の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 川野 高實君

以上で、須山由紀生君の質問を終了します。

次に、11番議員 宇田川亮君の質問を許可します。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

通告に従いまして、2点について質問を行います

今回は、任期中最後の一般質問になりますので、私が前回の選挙で掲げた公約の一部について質問いたします。

まず、1点目は、中学校卒業までの医療費無料化についてです。前回の選挙では、小学校卒業までに拡充をということで、平成24年3月と平成25年9月議会の一般質問で取り上げてきました。

徳島町長は、前回の私の質問に対し、小学校低学年くらいまでは無料にしたいが、もう少し時間が欲しいと答弁されていましたが、昨年12月議会で、小学校3年生までに拡大することを表明されました。

今3月議会では、医療費無料化を通院が小学校6年生まで、入院が中学校卒業までに拡充する議案が提案されていますが、これにどのくらいの費用が掛かるのか、町の負担を教えてください。

○議長 川野 高實君
町長。

○町長 徳島 眞次君
負担額につきましては、保険健康課長に答弁をさせます。

○議長 川野 高實君
保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君
今回、入院にあつては中学校3年生まで、通院にありましては小学校6年生までとしておりますけれども、拡大したことによる町の負担額としましては、小学校6年生まででは3,290万2,264円となっております。以上です。

○議長 川野 高實君
宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君
小学校6年生までと、中学校卒業までの入院の負担を含めての額をお願いします。

○議長 川野 高實君
保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君
今の質問の分は小学校6年までということでしたので、そのように答えましたけれども、中学校につきましては、入院ということになりますので、その場合は3,640万3,784円の負担額となります。以上です。

○議長 川野 高實君
宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君
福岡県が平成28年度から入院、通院ともに小学校6年生までに医療費の無料化を拡大するというふうに表明しております。そうすると、小学校6年生までの町の医療費負担が折半になるということになりますので、今課長が言われた3,290万円の半分の負担で済むのではないかと、平成28年度からはですね、ということになると思います。

そうすれば、この財源を使って、中学校卒業まで医療費無料化を拡大することができるのではないかと考えますが、町長の答弁を求めます。

○議長 川野 高實君
町長。

○町長 徳島 眞次君
いま、宇田川議員がおっしゃいましたように、一部の新聞報道によれば、乳幼児医療費の助成を小学校6年生まで拡大することが載っていました。

これは、私も県会議員を通じて、県の担当課の方に確認をしてもらいました。そうしましたら、どうもこれは新聞報道がちょっとフライングしたような感じで、今のところ検討段階

に入ったというような状況で、まだ来年からはという、そこまではないだろうという話でした。

議員がおっしゃいました質問なのですが、ちょっとそこまでは、まだ時期尚早ではないかなどそのように考えております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

いずれにしても県はそういう方向で検討していると、来年度からになるのか、28年度からになるのか、小学校6年生まで引き上げるのかというのもまだ未定だと、町長の情報ではそういうことでしょうか、一部新聞報道等ではそういう形になっているわけです。

そうすると、先程私が言いましたように、町の負担額、いま予定している負担額が半分に減らされてくるということですから、県がそういう形で小学校6年生まで負担をするという形になるとすれば、その財源を使って、町も中学校卒業まで医療の無料化を拡大することができるのではないかというふうに思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

それは、私は例えばの話はどうかと思いましたが、先程答弁を止めたのですが、いま、議員がおっしゃいましたように、県の方がそういう形で、きちっとした形で表明し、実施になれば、いま議員がおっしゃいましたように中学校3年のところまでは、拡大はその時点で検討していきたいと、そのように考えています。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

分かりました。是非前向きをお願いします。

もう一点、県の方に求めていることがあるのですが、前回、福岡県は、福祉3医療の障害者医療及び一人親家庭の医療費の無料化を、所得制限などを設けて縮減しました。

その縮減した財政を使って子どもの医療費を、当時3歳未満児までだったのを小学校就学前までに拡大したわけです。

とすれば、福祉3医療の、そういったしわ寄せがきているわけですね。今まで医療費が無料化だったのが、所得制限によって全額自己負担分を払わないといけないという方が、特に一人親家庭の医療費というのが増大しているというような結果も出ています。

今回、県が医療費無料化を拡大しようとするならば、前回やったような手法じゃなくて、県が独自に財政を捻出して医療費無料化をやっていただきたいというふうに思いますが、そのことを是非、町長の方から県の方にも求めたいというふうに思いますが。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。

現段階では、乳幼児医療費の拡大や、他の医療費支給制度について、具体的なことがまだ決定をしておりませんので、私としましては、ここでは正式なことは申し上げることはできませんけれども、ご指摘のような縮減がされるようなことがあれば、当然のことながら私は福岡県の町村会を通じまして、県、若しくは国の方にも要請をして行きたいとこのように考えております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

是非そのようにお願いします。

それでは次に進みます。

先程の質問と大幅にかぶるのですが、通告していますので、改めて質問をさせていただきます。

高すぎるゴミ袋料金の引き下げについてお尋ねします。

昨年から今年にかけて、私は全町民を対象にしたアンケート調査に取り組みました。その中の町政に対する要望で、ゴミ袋料金の引き下げが税金の無駄遣いをなくすという要望について2番目に多い要望でした。

北九州市で1枚50円、直方市でも約65円です。この問題では平成23年6月議会、平成25年12月議会で取り上げてきましたが、徳島町長もゴミ袋が高いという認識にたっていて、何とか引き下げる方法はないかと検討しているとの答弁でした。

これまでどんな検討がなされてきたのか、また、くらしクリーンセンターの起債償還、先程29年度と言われましたが、何時までで、毎年起債がどのくらい償還しているのかというのも含めて教えていただきたいと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

先に起債の償還については担当課に答弁をさせます。

○議長 川野 高實君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

お答えいたします。

償還につきましては、平成27年度まで6,497万6千円、平成28年度が5,205万4千円、平成29年度が3,916万9千円、30年度以降は0円になります。以上です。

○議長 川野 高實君

に取り組んでおりますので、その辺のところはご理解の程よろしくお願いいたしたいなと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

大分財源を捻出するのにいろいろな手法が、保育園を1つにするとかですね。お風呂を無くするとかという話はちょっと、それはそれで行政の考えることでしょうか、私が言っているのは、くらじクリーンセンター建設時に掛かった費用、借金ですね。借金の返済が平成29年度で終わるということですから、その分負担金が減りますので、その分を使ってゴミ袋料金を引き下げていただきたいということです。

鞍手町の負担金が、これによってどのように変わると見込んでいるのかが分かれば教えて下さい。償還がなくなって、平成29年度以降負担金が、これだけ見ればどのくらい鞍手町の負担が減るのかということをお教え下さい。

○議長 川野 高實君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

先程申しましたこの金額が下がるのでございますが、それに基づきまして、大牟田発電所の償還もなくなりますので、いま現在、RDF処理委託料が1万2,075円でございます。これが平成30年度以降に、約9千円程度になるという大牟田発電所の方から回答をいただいておりますので、この件に関しまして約650万程の負担金が減ります。

合わせて、平成27年度と比べれば7千万円程の負担金が減るのではないかと考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

これは1市2町の全体でということですね。一部事務組合の中でということですね。鞍手町だけですか、もう一度お願いします。

○議長 川野 高實君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

鞍手町だけです。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

鞍手町だけで約7千万円、平成27年度から比べると負担が減るということで、先程町長が10円値下げすれば610万円の負担ということでしたから、以前宮若市に10円値下げ

平成27年鞍手町議会第1回定例会会議録（第3号）						
平成27年 3月11日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成27年 3月11日 午後1時00分			川野高實		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成27年 3月11日 午後4時05分			川野高實		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	11	宇田川亮		12	岡崎邦博	

職 出 務 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部哲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	守田純子	出欠	上下水道 課長	原敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	長友浩一	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
	議事日程	別紙のとおり				
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成27年第1回鞍手町議会定例会議事日程

3月11日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第3号 過疎地域自立促進計画の変更
- 日程第2 議案第4号 議会の議決事件に関する条例
- 日程第3 議案第5号 鞍手町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例
- 日程第4 議案第6号 鞍手町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例
- 日程第5 議案第7号 鞍手町表彰条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第8号 鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第9号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第10号 鞍手町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第11号 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第12号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第13号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第14号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第15号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第16号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例等の特例を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第17号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第18号 鞍手町職員退職手当基金条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第19号 鞍手町土地開発基金条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第20号 鞍手町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第21号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第22号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第23号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第24号 鞍手町保育所設置条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第25号 鞍手都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第26号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第27号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の特例を定める条例を廃止する条例
- 日程第26 議案第28号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例等の特例を定める条例を廃止する条例
- 日程第27 議案第29号 鞍手町特別職の職員等の期末手当の特例に関する条例を廃止する条例

- 日程第28 議案第30号 鞍手町一般職職員等の給与の特例に関する条例を廃止する条例
- 日程第29 議案第31号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第30 議案第32号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第31 議案第33号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第32 議案第34号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第33 議案第35号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第34 議案第36号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第35 議案第37号 平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第36 議案第38号 平成27年度鞍手町一般会計予算
- 日程第37 議案第39号 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第38 議案第40号 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第39 議案第41号 平成27年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第40 議案第42号 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
- 日程第41 議案第43号 平成27年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第42 議案第44号 平成27年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費
特別会計予算
- 日程第43 議案第45号 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算
- 日程第44 議案第46号 平成27年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算
- 日程第45 議案第47号 平成27年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第46 議案第48号 鞍手町道路線の認定
- 日程第47 議案第49号 鞍手町営葬斎場の指定管理者の指定
- 日程第48 議案第50号 鞍手町衛生センターの指定管理者の指定
- 日程第49 議案第51号 財産の取得(追認)
- 日程第50 議案第52号 財産の取得(追認)

平成27年3月11日（第3日）

開議 13時04分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第3号 過疎地域自立促進計画の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今回、子どもの医療費支給事業も過疎地域自立促進特別事業で行うということですが、これも事業の財源としては、過疎債を充てるということでのいいのでしょうか。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

この子ども医療費支給事業につきましては、過疎債の特別事業分、いわゆるソフト事業分の対象事業として上げるために計画に計上しております。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今回の過疎地域自立促進計画は27年度で一応終了すると、28年度から5年間については延長するという事になっていますが、こういったソフト事業についても延長の対象になるという認識でいいのでしょうか。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

過疎計画につきましては、いま質問議員さんがおっしゃったように、計画が27年度までとなっています。28年度以降の計画につきましては、平成27年度中に県の方から指示がありまして、作成に着手するというスケジュールになっております。

この対象事業につきましても、ソフト事業を従来どおり対象に上げて行きたいというふうを考えております。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

ここ2～3年、過疎債の起債については一律20%ぐらい減額するというようなこともおこっています。そうした場合、非常に住民に直接係わる事業でもありますが、これはたられ

ばになって申し訳ないのですが、27年度も減額になるというようなことも想定されるのですが、想定されたときの対処についてのお考えはどうでしょうか。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

当然国の過疎債の枠がございますので、それによって枠を超えた分については、当然一般財源に充てるとか、また別の起債を充てて対応するというふうな対応になるかと思えます。

因みに、平成27年度の地方財政計画の中では、平成26年度が国の財源としては3,600億円だったものが、一応今計画の中では、27年度は4,100億円、26年度から比べますと500億円増額となったように計画されております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回いろいろと計画があるのですが、今年度の計画の全ての額、それから見込みについて教えて下さい。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

平成27年度の過疎債の事業費全体としましては、対象事業としては10億6,467万5千円というふうになります。その内の過疎債が充当できる部分については、3億8,780万円というふうになっています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第3号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第3号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第4号 議会の議決事件に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第4号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第4号は総務文教委員会に付託することに決定しました。
次に、日程第3 議案第5号 鞍手町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回、教育長の勤務時間等が特別に条例で制定されるということで、具体的にどういうふうに替わって行くのか分かれば教えてください。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

今までの教育長は一般職と位置づけられていたため、地方公務員法第35条により職務専念義務が課せられておりました。

今度、特別職になったことで同条の規定適用から外れることになり、新たに条例により職務専念義務の特例を定めることとなりました。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

一般職から特別職ということで、具体的にいままでの勤務とどういうふうに替わって行くのかというのを教えてください。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

新教育長は特別職でありますけれど、新教育長の職務については、現行から変更することを想定しているものではありません。そのため、新教育長につきましても、現行どおり常勤とされ職務専念義務が課されており、具体的な勤務時間を特定する必要があると考え、このように制定するものであります。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第5号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第5号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第6号 鞍手町子どものための教育、保育に関する利用者負担額を定める条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるというふうになっています。

利用者負担が、制定することによりどう替わるのか、それとも現行どおりなのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

現行の保育料、新しくは利用者負担額につきましては、現在と同じ、同様な金額として制定するようにしております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

一応、現行どおりで行くということですね。

もう一つ、第4条に、町長が災害その他の理由により、特に必要があると認める時は、利用者負担額を減額し、または免除することができるというふうになっております。

災害はわかりますが、その他の理由というところで、例えばリストラされたりだとか、廃業したりだとか、いろいろなことで特別に収入がいきなり無くなるというようなことも考えられます。そういったものも含めて、その他の理由にあたるのかどうかというのを教えてください。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

減免につきましては、災害等と議員さんがおっしゃったように、災害の他には大幅な事業等によりとか、病気によって収入が大幅に落ちてしまった場合も、それが規定に該当すると認められたときということで考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今のところなんですが、ご説明がありましたけれども、どうもまだその他の理由というの

が定まっていなような感じを受けました。

その他の理由とは言いながら、その他の理由はどういうものかとうのをもう少しきちんと定めておかないと、町長の裁量だけでその他の理由に当たってしまうということにもなりかねないと思います。もう少し具体的に定めるべきではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 阿部 哲君

町長に代わって、ご懸念についてお答えいたします。

これにつきましても、しっかり、どういったときには、こういった減免になるということ、しっかり定めてからご呈示したいというふうに考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第6号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第6号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第7号 鞍手町表彰条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第7号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第7号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第8号 鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第8号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第8号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第9号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

この中に、鞍手町まち・ひと・しごと創世総合戦略推進委員会というのが新たに創設されるということですが、これは地方版総合戦略ということで、国が指導して、これは努力義務ということですが、おそらくは全自治体がこれを計画するだろうということですが、

提案説明の時に、町長が第5次総合計画をまた策定するというようなこともおっしゃられていました。これと整合性がとれるのかどうかということも含めて教えていただきたいと思えます。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

いま、宇田川議員がおっしゃいますように、平成28年度から新たな第5次の総合計画を策定しなければいけないこととなっています。

それは平成27年中に策定するというので、関係予算も今回計上させていただいておりますけれども、今おっしゃいましたように、この総合計画の策定と地方版総合戦略、いわゆる鞍手町版の総合戦略ということも策定しなければなりません。

ここは、関連がありますので、いま担当課としては、総合計画の中に総合戦略を網羅したような形で作成できればというふうに考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

総合計画の中にこの総合戦略を入れるということですが、総合計画自体は別の委員会で設けて、これはまた新たに推進委員会を作るということですので、そこはまた人が同じなのかどうかということもありますけれども、そういうことが出来るのでしょうか。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

いま、おっしゃいましたように、この委員さんもかなり多くの部分で重複してなるような形になると思います。

ただ、鞍手町の最上位計画としましては、総合計画が最上位計画と位置づけになりますので、その中で動く総合戦略という形になってくると思っております。ですので、基本的に策定の段階では総合計画の場合については、総合計画の審議会となっています。これは諮問機関となっています。

まち・ひと・しごと総合戦略につきましては、今のところ名称としまして、総合戦略推進

委員会という形にしておりますので、それぞれの委員会の位置づけが若干違うと思っておりますので、別々には動いて行くと思っております。ただ、委員さんとしては重複される方は多々あると思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

総合戦略を策定するということになっていきますので、こちらが先に戦略を練って、策定して、それを総合計画に盛り込むという形になって来るのではないかとと思いますが、この総合戦略を策定するに当たって、地方人口ビジョン、将来推計と展望を策定の中に盛り込むということになっていきますが、総合計画でも同じような形になるのでしょうか。

すみません、3回目なのでもう一つ聴いておきます。

この中で地方が勘案することを求められている国の政策分野ということで4つあって、その4番目に、時代にあった地域づくり及び地域と地域の連携というのがあります。その地方での拠点づくりと連携の形成が示されているということですが、例えば、国が東京、関西、福岡を国際競争力に勝ち抜く世界で一番ビジネスがしやすい都市というような指定を行っています。

国が示す4つの形について、特に4番目の拠点づくりについて、鞍手町としてどういうふうに考えているのか、また拠点づくりとしてはそんなに考えていないのかということも含めて、この総合戦略をどういうふうに策定するのかというのを教えていただきたいと思っております。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

この4番目の課題につきましては、大きい分野では、例えば福岡県の北東部の拠点という形で、北九州市を中心地として17市町でやっている部分もございます。

近隣では、直鞍地域の一部事務組合という形で近隣でやっているものもあると思っております。

今後、この広域で取り組んで行く事業というのはあると思っておりますので、それは積極的に広域で取り組めるものにつきましては、取り組んでいきたいというふうに考えておりますし、計画にもそのような形で盛り込んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

ここで附属機関が新たに3つ設置されることですが、その人数と、どういう方を人選されるのか、その人選の中身についてそれぞれお願いします。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

私は担当をしております、まち・ひと・しごと総合戦略推進委員会の部分についてお答えさせていただきます。

一応、委員の構成としましては20名以内ということで考えております。その内5名は行政職員を委員として選任する予定です。後の15名は、住民代表、公募委員ですとか、議会から選出していただきたいということと、それから、これには産、学、官、勤、労といういろいろの分野がございますので、その分野から、産業界では商工会だとか、JAそれから、鞍手町工業団地組合等からの委員を選出していただきますだとか、金融機関につきましては、地域の金融機関等から委員として選出していただきたい。

それから労働関係につきましては、町内の企業等の労働組合等からも委員さんを選出していただけたらというふうに、事務局としては思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

都市計画マスタープランの策定委員会についてお答えいたします。

委員については学識を有する者、関係行政機関の職員、これは直方県土整備事務所と、後は町内の関係団体、これは区長会とか社会福祉協議会或いはPTA、商工会、農業協同組合等々が一応ありまして、残りが行政職員ということで、関係する行政の職員ですがこれを5名ほど予定しております。今のところ12名程度ということで考えております。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

地域包括支援センター運営協議会の委員の構成は7名と考えております。

委員の構成につきましては、医療関係、介護関係、居宅支援事業者と、後は近隣養護相談業務等を行う関係機関としまして、民生委員児童委員協議会の代表、社会福祉協議会の代表、在宅介護支援センターの代表、介護保険の被保険者の代表として老人クラブ連合会の方からお願いしたらよろしいのではないかと考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

いま3つの附属機関についてお答えをいただきましたけども、その3つともの中に公募の話というのが1つもなかったのですが、公募による委員1つだけですね。

3番目のまち・ひと・しごとは公募するというのですが、それについては公募は何名かをお尋ねします。

後、マスタープランについては、公募のお答えはなかったので公募はしないのかどうか、また、地域包括支援センター運営協議会にしても、介護をする人ということで公募があつて

もいいかなと思いますが、その辺についてのお考えをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

総合戦略の推進委員会につきましては、今のところ公募につきましては2名程度というふうに考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

都市計画マスタープランの策定につきましては、平成11年度に策定したものの見直しという段階でございます。

平成11年度につきましては、ワークショップ等々で根本的なものをつくっておりますので、そんなに大幅な見直しということにはならないと思いますので、今回は公募は一応しないと。

その代わりに、既に住民アンケート等はっておりますので、その意見を十分に都市計画マスタープランの見直しに反映したいと、このように考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

現在のところ、介護保険の被保険者の代表というのは、65歳以上の方であればどなたでもということになりますけれど、一応公募ということでは現在は考えておりません。

以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第9号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第9号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第10号 鞍手町行政手続き条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

行政指導の中止等の措置をとることができるということで改正されているわけですが、具体的にどういうふうなことなのかというのを教えて下さい。どういうことが考えられるのか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

中止を求めるということですが、法令に違反する行為の是正を求める行政指導ですね。その根拠となる規定が、法律におかれているものに限るのですが、その相手方は当該行政指導が、当該法律に規定する要件に適合しないと思われるとき、そのときに行政指導した行政機関に対してその旨を申し出て、行政指導の中止、その他必要な措置をとることが求められることができるということになっております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第10号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第10号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第11号 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第11号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第11号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第12号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第12号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第12号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第13号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第13号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第13号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第14号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第14号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第14号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第15号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第15号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第15号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第16号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例等の特例を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第16号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第16号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第17号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を

議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第17号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第17号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第16 議案第18号 鞍手町職員退職手当基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第18号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第18号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第17 議案第19号 鞍手町土地開発基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第19号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第19号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第18 議案第20号 鞍手町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回、通院が小学校6年生まで、入院が中学校3年生まで無料化になるということですが、これ自体は歓迎されることなのですが、施行の日付けが10月1日からというふうになっております。

これが4月1日からできない理由は何なのか、また、もう少し早めにはできないのかということをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

お答えいたします。

10月1日からの施行となっておりますけども、実はこれシステム改修の関係で、どうしても早くできない理由がございまして、この件につきましては、町長からも4月1日から実施したいという意向がありましたけれども、どうしてもシステム改修が間に合いませんので10月1日からの実施ということになっております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

システム改修で半年係るということですか。もう少し早くできるのではないだろうかというふうに思うわけですが。周知徹底の部分もあるでしょうけれども、できるだけ1月でも早くできるならやっていただきたいという思いで質問していますが、もう一度お願いします。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

ご指摘は分かるのですが、役場の中のシステム改修を、私の方も一生懸命交渉しましたが、どうしても半年係るということでしたのです。それと国保連合会が概ね2ヵ月ぐらい係ると、その間に医療機関等にも周知はする必要があるのですが、どうしても最大の原因はシステム改修が係ってしまうということです。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第20号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第20号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第19 議案第21号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第21号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 2 1 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 2 0 議案第 2 2 号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 2 2 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 2 2 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 2 1 議案第 2 3 号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 2 3 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 2 3 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 2 2 議案第 2 4 号 鞍手町保育所設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 2 4 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 2 4 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 2 3 議案第 2 5 号 鞍手都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 2 5 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第25号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第24 議案第26号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回、浮州公園野球場の貸与申請があったということから、この浮州公園の施設の項を削るということですが、まず、貸与申請はどこからあったのか、そして1年間独占的に使うのか、そしてその利用料はどうなっているのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

これは、町長の提案説明でもありましたように、折尾愛真高等学校からの申し出が 있습니다。具体的には、本年4月より女子の硬式野球部が創設されるということで、これの利用についてということで申し出が 있습니다。

年間の利用につきましては、平成24年度で累計で140件でございます。平成25年度が113件ということでございます。

使用料収入につきましては、平成24年が19万3,200円、平成25年につきましては15万9,600円ということでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

使用料におきましては、固有財産になりますので固定資産税相当額として、年間約30万を今のところ予定しております。

契約はしませんが、当然学校の部活で使いますので平日の昼間とか、今でもそうなんですけど昼間とかはジョギングされたり、散歩されたりする方がいらっしゃいますので、そういう方は自由に今まで通り使っているということを、折尾愛真とはそのように話はしております。部活に使う時間帯になりましたら折尾愛真が使うようにはなっています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

年間30万ということで、今までの利用件数と使用料の収入からすれば若干高くなるのですが、ただ一番気になるのが、平成24年で140件、25年で113件の利用件数があっ

たということで、特に町内の利用者が部活の時間帯、特に土日、祝日が使えなくなると。

おそらく、いろいろな大会だとか、ソフトボールだとか野球だとかもあっていたのではないだろうかというふうに思うのですが、其方の影響をどう考えているのかというのを教えてください。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

言われましたように、利用につきましては殆どが休日の土曜日、日曜日で、平日の利用は全く0でございます。そうは言いながら利用者はございます。

その利用者につきましては、今後は鞍手町立野球場を利用させていただいたり、近くには豊翔館のグラウンドも利用出来ますので、そちらの方もご案内をしたいというふうに考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

それは、今までもあったわけですが、それでも尚且つ場所が足りないだとかということで浮州の野球場も使っていたのではないだろうかというふうにも思うわけです。

その部分がまた場所が取れない、どうしようかというような、特に大会とかとなったらいろいろな場所で一度にやらないといけない状況なので、豊翔館だとかがあるにしても、今までもそういうふうになってたと思うのですが、そこはやはり考える必要があるのではないかというふうに思うわけです。

町長は北中のグラウンドとテニスコートも貸与するというような話もありましたけれども、そういうものも含めて、町民が交流する場、スポーツに勤しむ場ということは、やはり減らすべきではないんじゃないかなというふうに思うわけです。

例えば、折尾愛真の女子野球部が何かの試合で別の場所に行くといった時に、そこは使ってもいいですよ。土日、祝日とかということがあるのかどうかも含めてもう一度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

硬式野球をする関係で、グラウンドの整備に関しては折尾愛真が全て管理するとは思っております。

特に硬式野球ですので整備しておかないと、まして女子の公式なのでいろいろな人が来られて、そこで野球をされれば危険が伴いますので、野球に関しては浮州の公園の野球場では

出来ない。

先程申し上げましたように、ジョギング、散歩とかは住民の方は使っていると。野球に関しては、先程教育課長が答弁しましたように、町民の野球場、豊翔館をとということでご案内してもらうようにはお願いしています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

具体的な契約の中身をもう少し教えて下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まだ具体的に煮詰まった契約書まではいっていませんので、そこがはっきりと、きちっとした形で文面が出来ましたら担当課の方からでもお見せできると思います。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

浮州の野球場については町の持ち物でもありますので、例えば、今整備は折尾愛真の方ですということでしたが、万が一事故が起こったりとか、グラウンド整備とか、不備によって事故が起こった場合何処が責任を取るかと、いろいろそういった細かなことも契約の中に入れておかないと、最終的に所有者である町の責任を取られるということにもなりかねないと思います。

その辺を一番危ぐするところです。と同時に契約期間についても、1年の更新なのか、または長期に渡っての契約になるかによって、先程質問もありましたように、町民の方達の本来財産でもありますので、町民の方達の利用にしわ寄せが行くということは本来行政としてあるべき姿ではないと思います。

そういった意味からも、契約は、私は1年の更新というような形がいいのかなというふうには考えています。そういったことも含めてお尋ねをしたわけですが、契約の中身が決まりました時点で議会の方には報告をいただきたいと思いますがいかがですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。いま岡崎議員がおっしゃいましたことはしっかりとこちらも検討課題といたしまして、契約条項に取り組んでいきたいとそうように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 26 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 26 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 25 議案第 27 号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の特例を定める条例を廃止する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

27号から30号までは関連する部分だと思いますが、この特例を設けた理由を確認の意味でもう一度聴きしたいというふうに思います。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 阿部 哲君

お答えいたします。

この特例を設けた理由は、1つには公金横領事件があったということと合わせまして、行財政改革に資するという2点の項目があったというふうに記憶しております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

特例を排除することによって額がどのくらいになるのかというのを教えて下さい。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

議案第 27 ですけど、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の特例を定める条例に関しては、この条例自体が平成 21 年度の報酬の年額を 100 分の 50 に乗じて得た額を念じた額となっておりますので、これは既に平成 21 年度に過ぎておった条例なので、今、現在にはこれに影響額というのはありません。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 27 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第27号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第26 議案第28号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例等の特例を定める条例を廃止する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第28号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第28号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第27 議案第29号 鞍手町特別職の職員等の期末手当の特例に関する条例を廃止する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第29号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第29号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第28 議案第30号 鞍手町一般職の職員等の給与の特例に関する条例を廃止する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第30号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第30号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第29 議案第31号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の18頁をお開き下さい。

2 款 総務費について、18 頁から 21 頁まで質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11 番 宇田川 亮君

19 頁の総合戦略策定アドバイザーなんですが、先程も触れたのですが、これは15 年度中に総合戦略を策定しないといけないということですから、アドバイザーというところが出ていますが、全自治体がこういう形でアドバイザーを入れるのではないだろうかというふうに思いますので、どういった方をアドバイザーとして呼びするのか。

鞍手町独自の、他と似たり寄つたりの総合戦略を創るのでしたらアドバイザーが必要なのかなというふうに思うわけですし、その辺、どういう方をアドバイザーとして呼びするのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

このアドバイザーにつきましては、いま現在具体的にどのようなアドバイザーというところまでは決めていません。

ただ、いまおっしゃいますように、今回総合戦略を策定するに当たり、なかなか難しいところがございますので、その辺は、そういう専門的な知識を持たれているような方にアドバイザーとして入っていただきたいというふうに考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11 番 宇田川 亮君

なかなか難しいということですので、これを呼ばないことも含めた、呼ぶのは必ず呼ぶのですか。他と似たり寄つたりのような戦略を立てるのでしたら、30 万円という額ですけれども、ここで、例えば公募して、町民の智慧と力でそういった戦略を策定した方がいいんじゃないだろうかというふうにも思うわけですが、その辺もう一度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

国が求めているように、各自治体で智慧を出し合って総合戦略を策定しなさいということになっておりますので、いま質問議員がおっしゃいますように、そういう人材の方がいらっしゃればそういう方法もあるかと思えます。ですが、今のところは、それなりの専門的な知識を持たれた方をお願いしたいというふうに考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11 番 宇田川 亮君

分かりました。

次に、20頁も総合戦略の関連なんですけれども、分析業務委託料ということですが、どこにどういう委託をするのか、どういう分析をするのかというのを教えて下さい。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

この総合戦略の調査分析の部分ですが、これは主には人口ビジョンを策定する段階での調査委託料になるかと思います。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

人口ビジョンを出すのにどういう調査をするのか、どういう調査をされて、どういう分析をされるのかというのが、どこに業務を委託するのかというのも含めて、よく分かりにくいのですが。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

この人口分析につきましては、町内、これまで例えば国政調査のデータから流出人口、それからこの市町村に流れていったのか、また、町内に入って来ていただいている住民の方が、どこから入って来られたのか、またどういう職業の方が入って来られたのか、いろいろな分析については国がビックデータという膨大なデータを提供して、それを基に各自治体でそれぞれ今後の将来人口を推計しなさいというふうになっていますので、そういうデータを分析するということになります。

具体的にこの業務委託先については、まだいろいろ専門とする業者さんからいろいろオハ一はいただいておりますけれども、その中で当然選考して行きたいというふうに考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

それでは次に、その下の具体的に、町長の提案説明で総合戦略を先行的に実施というようなこともありましたけども、これがそういうことなのかなというふうに思いますが。

1度に聞きますが、トライアルワーキングステイだか、移住、定住イベントとか、どういふことをやるのか、具体的に構想みたいなことがあれば教えていただきたいと思います。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

まず、トライアルワーキングステイ事業なんですが、これはいわゆる鞍手町お試し居住をしていただくという事業になっております。これは県と県内8市町村で協議会を作りまして、そこで一緒にやると。

東京圏の大都市から鞍手町の方に3ヵ月間お試しで住んでいただくと、そして住んでいただいた方については、その仕事の体験レポートや鞍手町に関する情報発信をブログやSNS等で発信していただくという事業になっております。

空き家バンクシステムの委託ですが、これにつきましては、27年度中に空き家の実態調査を行いたいというところで関係予算を上げております。

定住イベントにつきましては、鞍手町に定住促進のピーアールをするための事業費として上げているものでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

トライアルワーキングステイといっても、3ヵ月間鞍手町に住んでいただくということですけども、そういう方が居られるのでしょうか。どういうふうにするのかということ、その費用、鞍手町のどこに住むのかということもよく分かりませんし、それから移住、定住イベントのピーアールといっても12万円の予算しかないわけで、イベントと聞いたら全体で何かやるのかなというふうにも思ったのですが、それも含めて12万円という形でよかったのかどうかを含めて教えて下さい。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

まずトライアルワーキングステイの居住者の募集につきましては、県と県内8市町村合同で東京圏の方にそういう公募を行うということになっております。

その方々につきましては、まず各8市町村が空き家を探して、その空き家に住んでいただくと、そして3ヵ月間の簡単な仕事を各市町が探して、それに従事していただくと。

一番いいのは鞍手らしい仕事についていただく、そしてそこで体験レポート等を情報発信していただくというところが一番、この計画の求めているというか目的なところでございます。

いま、空き家と仕事については調査をしている段階でございます。この事業としましては、実際に住んでいただく時期というのは、本年度の10月、11月、12月の3ヵ月間を予定しています。

主には2組、家族の方もいらっしゃるかも知れませんが、2組は3ヵ月間で住んでいただくというふうな事業になっております。

次に、移住、定住イベントにつきましては、イベントブースの出店料という、9月の中旬

に東京の方で町一、村一フェアというのが開催されます。そちらの方で、全国から町、村が集まったフェアが行われるのですが、そこで出店のブース費用というふうに考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

18, 19頁の鞍手中学校の太陽光発電事業の委託料と、その施設使用料が減額になっておりますが、その理由についてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

太陽光発電の使用料ですが、当初発電事業が10月からの開始で予算を計上しておりましたが、最終的に発電開始になったのが今月の2日からとなりましたので、それまでの太陽光パネルの使用料等の不用額として減額しております。それに伴って、歳入の方も減額となっております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、21頁～26頁まで質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

25頁の健康増進事業ですが、この健康増進事業委託料が516万円ほど減額されておりますが、その理由についてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

減額の理由ですけれども、これはガン検診、クーポン事業の受診者が減少しまして、その分の減額となっております。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

5款 労働費から8款 土木費について、26頁～30頁まで質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

26頁の労働費で、緊急雇用創出事業の基金事業委託料なんですけど、370万円ほど減額になっております。折角の事業なんですけど、できるだけ雇用創出に繋がる事業を行っていただ

きたかったというふうに思うのですが、この理由についてお尋ねします。

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

福岡県より内示通知のありました平成26年度の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業、いわゆる地域人づくり事業なんです。この補助金については雇用拡大プロセスと、処遇改善プロセスの2つの配分の枠がありました。内、350万円につきましては、処遇改善に充てなさいということでした。

当該の地域人づくりの事業につきましては、町内企業等に企画提案方式による事業の募集を行いまして、内、雇用拡大事業につきましてははくらはて病院より応募があり、これを採択し、いま実施しております。

しかし、処遇改善事業につきましては3度の応募、7月、10月、今年の1月に広報やホームページで応募を試みたところが、やはり応募がなかったために雇用拡大事業の健康契約に伴う減額分と合わせまして、今回この分を減額しております。

この理由としましては、やはり処遇改善とは言いながら、直接賃金の上乗せに充てるわけにはいかず、間接的に賃金の引き上げの効果なる事業をやって下さいということでしたのですが、なかなかこれに見合うような事業提案がなかったと、或いは、するのが難しかったということ応募がなかったのではないかとこのように考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

次に、27頁の商工費です。

地域経済活性化支援事業費の中身についてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

これは地域経済活性化支援事業費ということですが、いわゆるプレミアム商品券の発行でございます。今回交付の内示が地域住民生活等の緊急支援のための交付金、これを活用いたしまして、平成27年度に一般商品券を2回に分けて1億5千万円。それからリフォーム券を7千万円、合計の2億2千万円分販売することを予定しております。

プレミアム率は20%を予定しておりますので、発行総額は2億6,400万円となります。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

実は前回のリフォームの方でなく、プレミアム商品券の方なのですが、地域地域によって違うのですが、何時この商品券を売り出しますよというのが1日か2日前に届いたところがあるのです。全然気づかないで商工会の前にズラーと列が出来ていて、あれは何で並んでいたのだろうかというような声をたくさん聞きました。

実はあれはプレミアム商品券の発行で並んでいたのですよというようなお話をしましたけれども、これは商工会との協議もいると思うのですが、できるだけ多くの町民の方にそういうものを利用していただきたいということで、特に、あそこの道にズラーと並ぶようなことがないように、今は歩道が出来ていますが、当時は歩道が出来ていませんでしたし、車道にズラーと並ぶようなことにもなっていましたから、場所とか、周知期間だとか、いろいろなことを話す必要があるというふうに思うのですが、その点について、何か改善策等があれば教えて下さい。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

いま宇田川議員さんが言われているのは、おそらく25年度だったと思いますが、26年度については、警備員等を付けて、くらの里の方で日曜日に発行いたしました。

そこら辺がちょっと改善されたのではないかと思います。

○11番 宇田川 亮君

2回目の分です。

○地域振興課長 立石 一夫君

2回目は追加発行の分がそちらだったと思います。済みません、失礼しました。

今年につきましては、発行時期については、いま商工会と協議中ではありますが、5月中旬ころの予定を考えています。

事前周知が行えるように、4月の遅くとも1ヵ月前ぐらいにはポスター、或いは広報紙、チラシ等でお知らせをするようにしたいというふうに考えています。

それから、発行場所についても、前回追加分が商工会ということでご迷惑をかけたと思いますが、基本的には駐車場のあるくらの里とか、そういった場所で追加発行も行えるように商工会と十分協議をして行きたいというふうに考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

同じく商工振興費のところ、町おこし事業委託料500万と特産品宣伝広告委託料100万がありますが、その中身について教えて下さい。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

先程から、まち・ひと・しごと総合戦略に掲げる事業を先行してやるということで、その中の政策パッケージの目標の1つに、地方に仕事をつくり安心して働けるようにすると、この目標を実現するために、町の誇れる農業資源等を活用して、付加価値の高い特産品を作り出したり、町の観光資源を洗い出し、磨き上げて魅力ある観光地域作りに取り組もうということで、この町おこし事業を先行して実施するように計画しております。

具体的には、町の特産品である鞍手ぶどうの知名度を上げ、より親んでもらうために、今までになかったぶどう狩りが出来るような観光農園を試験的に開設したりとか、或いはまち出身のお笑い芸人により、関東周辺に鞍手町を含めた特産品のピーアールを行ってもらったり、或いは町内の観光拠点とか、交通拠点にW i - F i を設置したり、或いはぶどうやたまご等を使った農産物の開発、特産品作りといったものに取り組むようにするための予算として計上しております。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

いま具体的にはお答えいただきましたが、町おこし事業の委託料の500万がどれなのか、特産品宣伝広告委託料100万がどれなのかが混同してよく分からないので、もう一度お願いしていいでしょうか。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

それでは予算項目別にお答えいたします。

まず、町おこし事業委託料が、今回の町おこし事業については一過性で、補助金がなくなれば終わりというものでは当然困るもので、最終的には核となる組織が自立して収益を得られるような事業展開を図っていく必要があるというふうに考えております。

そのために、事業全体をプロデュースし、する他の自治体でも実績のある専門業者に全体のプロデュースを委託するといことは効果的であるというふうに考えて、町おこし委託料を計上しております。

特産品宣伝広告委託料については、先程申しましたお笑い芸人さんを活用して、よしもとクリエイティブ・エージェンシー、吉本興業さんですが、ここと委託契約を結び、観光大使等に任命して各種イベントで特産品を中心とした町をピーアールしていただくと。これは年間を通じてやっていただくということで100万ほど計上しております。

最後に、特産品販路開拓事業費、これは補助金という形で出しておりますが、これはぶどう狩りが出来る観光農園の開設、或いは、シンガポール事業のシンガポールにおける販路開

拓、試験販売。

いま九州自動車道のサービスエリアでの特産品の販売、それから先程申しましたぶどう等を活用した特産品の開発事業、これを農業協同組合の方に補助金として支出して、そこで一緒にやっに行こうというふうに考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

後ほど聞こうと思ったところまでお答えをいただきましたので、ついでに最後お尋ねしますけども、500万の委託料についてはプロデュースをするということで、プロの方にもお願いするというようなことでしたが、具体的にどういうところに委託をするのかをお尋ねします。

また次の特産品宣伝広告委託料は、お笑い芸人、吉本の方に頼むということですが、詳細な契約としては、年間何回、何処にどういうイベントに出るとか、そういうようなところまで決まっているのか、ただ、ポンと投げ渡して宣伝して下さいよ、みたいな形になるのか、その辺はどうなっているのかをお尋ねしたいと思います。

また、特産品販路開拓事業費はシンガポールのことも入ってようですし、パーキングの事業も含まれているようですが、その721万円の内訳についてはどうなっているのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

まず、町おこし事業の委託料ですが、これにつきましては、契約の相手方については、まだ正直決まっておられません。今から他の自治体等でそういった実績のある事業者に、プロポーザル方式等で業者を決定するということに考えております。

それから、よしもとクリエイティブ・エージェンシーとの契約の件ですが、これについてもまだ当然細かいことは決まっていないのですが一応月2万程度で、いま言っていますお笑い芸人さんは、関東地区で営業をやっています。終わった後に子ども達にプレゼントという形で風船で作った物を配ったりしております。その時に鞍手町のパンフレットとか特産品のピーアールをしていただこうというふうに思っております。

それと、鞍手町の方に来たり、或いは大阪の吉本辺りで、うちが出店した時に一緒にそこでピーアールしていただくと。そういった旅費等は含まれて一応100万ということにしてありますが、これは、あくまでも概算契約ですので、最終的に清算をして、そこに至らなければ実績に応じて返却をしていただくというふうになるかなと思います。

それから、最後の特産品販路開拓事業の内訳でございます。

概算で出したものがありますので、後ほどお知らせいたします。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

9款 消防費から11款 災害復旧費について、30頁から33頁まで質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

13頁をお開き下さい。

一括して質疑をお受けします。

13頁から17頁まで質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

14頁の、先程からの歳入の分です。

地域住民生活等緊急支援のところなのですが、これが国、県を通じてかよく分かりませんが、鞍手町に下りて来たのが、概算額も含めて、おそらく1月末近くだったのではないだろうかというふうに思いますけども、その中でいろいろなところに予算を付けていただいているわけですけども、これを予算付けするのにどういう位置づけといたしますか、ということで考えられて来たのか、急に来た中での補正予算付ですから、その点についてお尋ねしたいのですが。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

この国の補正予算に伴います地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金については2種類の交付金がございます。

まず1つは、地域消費喚起生活支援型交付金ですが、これは地域における消費喚起や、これに直接効果を有する生活支援策等に対する定めとして交付金を使いなさいということになって、この分につきましては、国もある程度例としましては、プレミアム商品券で活用して下さいというような趣旨で通知が来ておりますので、これはこれで使うというふうにしております。

それから、もう一つの地方創世先行方交付金につきましては、これは平成27年度中に策定する総合戦略に於ける仕事、町づくり等の事業で先行的な施策に対する事業に交付金充てて下さいというところで、大きくは、国が示しました4つの基本目標に添った形で、できるだけそれに添うような形でこの予算を編成したというところでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

分かりました。

17頁、過疎対策事業債が4,150万円減額になって、過疎対策特別事業債3,500万円ということ、ここの理由についてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

今回の予算書の38頁をご覧いただきたいと思います。

38頁に地方債に関する調書がございます。この中で中段のところ表のところ、当該年度中増減見込み(26年度)というところがございます。

その中で補正分として過疎債のところ、全体で650万、その内訳としまして、まず土木、過疎対策の関係の、イの土木のところ、3,360万円が減額となっております。これは本年度やりました過疎対策の対象事業の道路等の事業におきまして、入札執行残に伴いまして事業費が減額になったことに伴いまして、この過疎債も減額となっております。

それから、ロの消防費の欄のところにおきまして430万円が減額となっております。これは防火水槽の設置に充てた財源でございますが、これも事業費の確定に伴いまして減額になったものでございます。

それから、下のハの下水道事業のところ、3,600万円減額となっております。これも事業費が減額になったことに伴いまして減額となっております。

この3つを合わせまして4,150万円が過疎債の減額となって、17頁の過疎対策事業債ということでマイナスとなっております。

もう一つ、過疎対策特別事業債の方につきましては、通常3,500万円分プラス、更に国に財源が余った場合は3,500万円町の方に来るようになっております。この3,500万円が増額になりましたので、その対象事業としましては総合福祉センターの指定管理料の方に財源を充当しており、これが2,370万円です。

それから、病院事業分輪番制に対しまして、これも充当対象事業として、これで470万円。

それから、大谷自然公園の管理委託料として660万円。合わせて3,500万円にして、この財源を充てております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

16頁の繰入金で財政調整基金繰入金が5億1,600万円とありますが、これは、当初予算に比べても、当初予算が4億6,900万円程で、当初予算に比べても増額をしております。

最終的に、出納閉鎖後に6月議会で最終的なものが出ると思いますが、この財調の繰入についての見通しはどうかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

この財政調整基金の繰入金につきましては、まだ今年度分の特別交付税の額が確定しておりません。例年、予算計上から大体7～8千万円ぐらいは多く歳入がっておりますので、その辺も加味いたします。

それから、各予算の執行残等、不用額等もありますので、この5億から具体的な数字は難しいけれども、繰入は減るものというふうに判断しております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

なかなか見通しも厳しいということですが、何れにしても26年度については財調を繰り入れないと予算は組めなかったということになると思います。

中学校を整備したりということで、予算総額も膨らんでいるところはあると思いますが、一方で、先程町長も言われたように、行財政改革もしていけないといけないという厳しい中で、非常に財調の残自体も少ない中で、おそらくは3億以上は、これはどうしても繰り入れて行かないと決算上も立ち行かないというように想定できるわけです。

今後についての、27年度についても当初予算でかなりの繰入があるようですので、今の財調、基金の残高は取りあえず幾らかをお尋ねしたいと思います。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

この5号補正が成立後といたしました場合に、財調の残は9億5,229万2千円程度になる予定でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

ここの1年で13億あったのが、やはり4億ぐらいは減るだろうというふうに考えています。27年度はまた後ほど質問するとして、やはりもうちょっと今後は切り詰めた中での、やはり行革を全面に出した中での予算編成が必要ではないかなというふうに思いますが、その辺、町長のお考えをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

今年は中学校を建てまして、それに付随する、一般住宅でもそうですが、建てますとそれに対するいろいろな設備等でお金が掛かるということで、多少維持する維持費とか、いろいろな部分においては膨らんだ部分があるかと思えます。

今議員がおっしゃいましたように、当然のことながら切り詰めて、切り詰めて、そして一般質問の中でも申しましたように、優先順位を決めながら今後やっていきたいとそう思うております。貴重なご意見ありがとうございます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第31号は総務文教委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第31号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。

休憩 14時37分

再開 14時42分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

次に、日程第30 議案第32号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)を議題とします。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第32号は民生産業委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第32号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第31 議案第33号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第33号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第33号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第32 議案第34号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第34号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第34号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第33 議案第35号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

一般会計から公社の清算終了ということで、横領されてかんがい基金の方に戻すということで一般会計からその分をかんがいの会計の方に入れたということでしょうけども、今までこうやってかんがいの基金の方に。公社の分ですね、すみません。

今まで入れた分があると思いますけども、総額がどのくらいになったのか、残りはどうして行こうと考えているのかというのをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

お答えいたします。

前回補正予算で、宗春用地が県道の方に係りました。その金額をちょっと覚えていませんので、その金額と今回の1億1,400万円程の分を基金に積み立てております。

詳しい数字は覚えていませんので、後ほど報告させていただきます。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

この間の宗春用地の分と合わせた分でしょうけども、それでも旧宮本学園に使ったお金というものは全然足りないわけで、今後、この分はどういうふうと考えているのかというのを

お尋ねします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 阿部 哲君

当時は旧宮本学園が売れたら、その分をお返しするというふうな形で答弁されたと記憶しております。今回、旧宮本学園の用地は鞍手中学校ということになってしまいました。

そのことで鞍手町にございます南北中学校も含めまして、公共の公有地が売れた段階で、これがかんがい基金の方に入れるかということと考えて行きたいなというふうに考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第35号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第35号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第34 議案第36号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第36号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第36号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第35 議案第37号 平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第37号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第37号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第36 議案第38号 平成27年度鞍手町一般会計予算を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けいたします。

事項別明細書の31頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、31頁から50頁質疑ありませんか。
次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、50頁から76頁まで質疑ありませんか。
宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

52頁の国民健康保険の特別会計繰出金7,018万8千円というふうになっていますが、この中身を教えて下さい。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

お答えいたします。

国民健康保険の特別会計繰出金の中には、事務費等の負担金としまして2,376万6千円、そして、いわゆる法定外繰入としまして1,053万8千円、出産育児一時金として728万円、財政安定化支援事業として2,860万4千円ということで、昨年度より607万8千円増加したような状況となっております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

小竹町の法定外繰入も2千万出しているのです。鞍手町の場合は、ここ数年単年度赤字が続いています。それでもやはり町民の支払う国保税については高いということもありますから、法定外繰入の分を是非とも増額して、国保税の軽減に努めていただきたいというふうに思いますけれど、町長の答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ありがとうございます。出来ればそうしたいのですが、今のところ、これは町の単費になりますので、今後出来る限りいろいろところで節約をいたしまして、そしてそれに充てて行きたいとそうように考えています。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

今度の政府の予算で、今まで国保連合会に県が纏めて30万円以上のレセプトについては国保連合会に審査してもらっていたということから、今度の予算では、1円以上のすべてのレセプトを国保連合会にやるということもあります。

これは都道府県の一本化、福岡県一本化というようなことも睨んでのことなんですが、それは法定外繰入をできるだけ減らしてということなんですね。ですけれども、この度の予算案で法定減免の拡充を見越して、政府で1,664億円ですか、予算が付いています。

これは減免の割合を変えるとというようなこともあって、国保税の負担を下げるということもありますから、そういう財源も使って減免の規定を変えとかをして、そういうことで国保税の引き下げにも是非取り組んでいただきたい、研究もしていただきたいというふうに思いますが、もう一度お願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

議員がおっしゃいましたように、そういったことを加味しながら今後取り組んでいきたいとそうふうに思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から7款 商工費について、76頁から82頁まで質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

82頁ですが、日本自治体シンガポール事業運営費の144万円ですが、これはシンガポールの事務所経費だと思います。

この事務所を開設して2年ほどになりますけれども、現在までの新たな実績というか、どのような実績が上がったかをお尋ねしたいと思います。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

25年の10月に開設いたしまして、鞍手の場合はやはりASEAN地区に売り込む物としては、やはり特産であるぶどう等売り込んでいったというのが一番の実績でございます。昨年の8月に特産品ぶどうのフェア、それから向こうの楽天、シンガポール楽天というのが25年12月にオープンしましたので、それに試験的ではありますが、インターネットショッピングで登録させてもらって、それで売り出したというのが一番です。

先程言いました観光という視点で、内の方に観光農園のようなものが出来れば、それも含めて今事業メニューを作っていると、商品を作って行くということで現地とは今検討しているという段階でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

特産品としてぶどうの売り込みをしたということですが、事業費としては144万円ほど上がっているのですが、ぶどうはシンガポールで大体いくらぐらいの売上があったのですか。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

いま定かな数字は持っていないのですが、現地での販売価格は30万代だったかなと思います。大体日本で売る金額の2倍ぐらいの価格で最低でも売れたのではないかと。最終的には、時間が経ったものはディスカウント等をしたものですから、正確な数字は掴んでいないのですが、時間内にちゃんと売れたということは記憶しています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

先程の26年度の中でもお尋ねしましたが、生産者の方に市場調査に行くということで、26年度でもシンガポールには100万円ほどの予算が付いていると。それはおそらく27年度の繰越明許で使うのだらうと思うのですが、何れにしても204～50万円ほどの費用を掛けていますし、町長も何度か渡航もされるでしょうし、総額にすれば300万円を超えるような事業費になると思います。

先程も財調のところでお話しましたが、非常に厳しい予算編成になっているようです。そうした中で実績があまり上がっていないこの事業について、町長はどのように捉えているのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

今、議員がおっしゃいますように、鞍手町の特産品というのが、今のところ輸出をやれたのはぶどうだけなんです。それで実質、いま立石課長が申しましたように、向こうでの販売ベース、金額というのはそんなに大きくはないのですが、ただ1つは鞍手町が武雄市を中心にシンガポール事務所を持って輸出をやったということの新聞報道やNHKの特集やいろいろ報道がなされました。

それによって逆に、これは私が1つは目論んでいたのですが、国内でかなり鞍手ぶどうとしての名前ブランドの価値が少し生まれて来たのではないかとということが1点と、それと隣の市の宗像市の市長ともお話をさせていただきまして、宗像市に道の駅がございます。か

なり売上の高い道の駅なんです、そこにも2日間出店をさせていただきまして、2日間で370キロを完売したということで、私はある意味目論見通りだったなという思いが、輸出をすることによって日本でいろいろマスコミに取り上げていただいて、国内である程度ブランド化をして販売が出来たということにおいては、良かったのではないかなと思っております。

それともう1点、今後の経費的なものをおっしゃいました。これも、私も冒頭に言いましたように、ぶどう1つだけでそれだけの経費を今後見て行っていいのかという部分においては、当然費用対効果を今後は考えていかなければいけないのではないかなと、それは重々考えております。

27年度はその辺のところもしっかりと踏まえながら検討して行きたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

同じ項目ですが、ECサイト構築支援で50万ほど上がっていますが、その中身についてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

これまで鞍手GTS、旧SGということでやってまいりましたが、これにつきましては、一応26年度末をもって閉鎖するというふうに決めまして、その代わりに事業者自らがインターネットショッピングを始めたり、或いは現在展開しておりますインターネットサイト、これをスマートフォン向けに拡充したりとか、或いは2店舗目を開設したり、そういったことをする際に、直接補助という形で助成をして行こうということで制度を設けるものです。

具体的には、事業費の2分の1、最高10万円までを補助するというふうに考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

8款 土木費及び9款 消防費について、82頁から91頁まで質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

85頁の六田川治水対策検討委員会が毎年のようにあっていると思いますが、これも政府の予算なんです、新年度予算でも1兆円を超える防災対策費というのが付けられています。

広島県で昨年起きた災害も県の砂防予算が10年間で3分の1に減っていると。そういっ

た中で起こった災害です。

主には、この1兆円を超える予算というのは、東日本大震災の復興というのもありますけれども、それでも鞍手町でいえば六田川の治水対策というのが一番重要なところでもあると思います。何とか、予算が付いている内に抜本的な対策を練る必要があるのではないかとというふうに思いますが、その辺町長の考えをお聞かせ下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員がおっしゃいますように、これは本当に何とかやらなければならないと、私もかねてからずっと思っておりますし、いま実際のところ県と国会議員の先生を通じましていろいろと、それとインターチェンジがあそこに出来ました。今月の29日には橋が開通になります。そうなりますとやはり、いろいろなところから車がインターを目がけて入って来ようかと思っております。

その中において、当然六田川の反乱というのは鞍手町にとっても大きな不利益になるという思いがありますので、いろいろな部署なり、国、県、国交省なりの智恵をお借りしながら今進めている状況であります。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

10款 教育費から14款 予備費について、92頁から111頁まで質疑ありませんか。
岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

99頁、中学校の教育振興費ですが、18節に図書購入費が51万7千円上がっています。この27年度から中学校は1校になっていますが、この額、申し訳ないのですが、私は26年度以前のを調べてこなかったのですが、2校分あった時よりも少ないように思うのですが、その辺は前年度と比較して如何でしょうか。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

これは、前年度に比べましてかなり減っております。これにつきましては、すみません、いま資料を持ち合わせておりませんので、後でお答えをさせていただきます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

私が調べてくればよかったのですが、調べる時間がなくて調べていないのですが、おそら

く、これ1校分ぐらいの半分ぐらいになっているのではないかと思います。

1校になっているから1校でいいのかというところもありますが、2校を統合して、折角1校なって図書室、図書館といってもいいぐらい蔵書を沢山おけるような立派な図書室になっているというお話も伺っています。

新しい中学校にもなったわけですから、今まで2校あった図書購入費はやはり維持して、1校になったとしても、私は維持すべきではないかと思いますが、そのことについてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

いま議員が言われましたように、図書の冊数というのは学校の生徒数と、そういうふうなものについて、ずっと年間的に冊数が決められておりますので、これが1校になったということで割合が減ったということでございます。

ですから、適正にその規模に合わせての購入はしておる予算はあげております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

現在ある蔵書の中にも、最近はちょっと中学校の図書室に行っていないので分かりませんが、蔵書の中にもかなり傷んでいる蔵書も以前は多数ありました。購入費も2校合わせれば大体100万円程度ぐらいの購入費があったというふうに思うのですが、それでもまだ尚且つ傷んでいる蔵書もあったように思います。

先程も言いましたように、図書室自体は立派な図書室になっても蔵書自体が傷んであったり、または生徒さんの興味を引かないような、もう古い図書が並んでいても殆ど図書室としての機能は果たせないわけです。

ですから、私自身はとくに図書については思いでもありますので、先程の厳しい予算編成の話もしましたが、学校の図書については、私は優先的にも拡充すべきというふうに考えていますが、これは町長の答弁を求めたいと思います。

○議長 川野 高實君

町長、

○町長 徳島 眞次君

私もそのように思いますので、これはまた今後考えて取り組んで行きたいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

15頁をお開き下さい。

一括して質疑をお受けします。

15頁から30頁まで質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

15頁の法人税で、前年度に比べて2,300万ほど増やす予算となっていますけども、理由について教えてください。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

お答えいたします。

法人町民税につきましては、いままで均等割と法人税割の内、法人税割につきましては、過去3年間の平均法人税率割から前年度の均等割を除いたところで算出しておったところですが、これでやりますと現在の経済動向等がなかなか反映出来ないというふうにも考えました。

それで、現状国は税収が上がってきているのだと発表しておりますが、国が作ります地財計画の中では、地方の法人住民税の法人割については、法人税割の率の変更を踏まえても平成26年度法人税割見込みの94%は見込めるというふうに上がっております。

ただ、これはあくまで国全体を見たところで、鞍手町がそうかということ、そうではないという現状がありますが、ただこの法人税割につきましても昨年の11月末ですが、調定もかなり上がって1億2,600万円程の調停額、そして収入済額につきましても1億2,600万円、99%ぐらいの収納率が上がっています。この両方を考え合わせまして、国では94%というふうに見たところではありますけれども、鞍手町としては法人税割の税率の変更、それから景気の回復が地方まで行き渡っていないということ。

それから、円安による影響を受ける企業もあるのではないかとというふうなことを勘案しまして、大体平成26年度法人税割見込みの87%ぐらいを見込んだということで算出したところが1億3,400万円という数字となっております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

分かりました。

続いて16頁の固定資産税、これも3,400万円ほど昨年ら比べて高い予算というふうになっていますけど、この理由についても教えてください。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

固定資産税につきましては、1つは算出の中で調定額に対する収納率を用いて算出しておりますが、この収納率が過去10年は95%という数字を使っておりましたけれども、過去6年間、平成20年度から25年度までの決算における収納率を見ますと、大体97%から98%というところ、平均で98.1%という決算状況があります。

これを95%でなくて97%というふうに、決算状況に合わせたところで算出したところ増額になったということです。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

ということは、計算方法を変えたというだけの話ですね。分かりました。

それと17頁の地方消費税交付金、これが約1.5倍ほどになっています。この理由について教えて下さい。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

この見積につきましては、平成26年度の見積につきまして国の試算の方法に基づきまして、本来26年度の消費税交付金に対しまして3%分が年間分見積もれると。26年度は決算の関係で年間分が見積もれなかった、それが27年度はまるまる1年間見積もれたことによって、それが増額になったということで、この分が増額になっています。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

27頁の基金繰入金です。ここで財政調整基金が約4億円ほど繰り入れられています。

先程の27年度の補正予算のときにもお尋ねしましたが、残としては9億5千万ということで、ここで4億取り崩すということになれば、このままいくとすれば基金残高は5億5千万になるという単純な計算ですが、そうなるということでのいいのですか。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

今の補正予算第5号と、平成27年度の当初予算の関連からしますと、議員がおっしゃいますように、繰入金3億9,818万5千円に対しまして、残は5億5,410万7千円という残額になります。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今回のこの基金繰入金をみますと、退職の引当金の基金を4,400万円と、まだ減債基金を繰入たりということで、いろいろな基金を取り崩しながらの、非常に苦しい予算編成ではないかなというふうに感じています。

26年度についても、基金を取り崩した分の補填ができないと、最終的にはどうも、実質的には赤字の決算になろうというふうに思います。

今回の27年度を見ましても、このままの状況で行けば財政調整基金残高は5億5千万ということで、非常に先が見通せないような厳しい数字だと思います。このまま、この事業内容も大きく、28年度について変えて行くということもなかなか難しいところもありますので、基金が枯渇する懸念も私自身は持っていますが、そのことについて町長はどのようにお考えですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

そうですね、非常に厳しい財政状況というのは、議員がおっしゃいますように本当に厳しい状況でございます。ただ、私が町長にさせていただきまして2年を経過いたしまして、その間、西区用地、中山用地、この1年間で4社企業誘致が出来ました。

これが3年の減免が終わりましたら収入が上がって来るでしょう。今のところ一生懸命、私の政策の1つは鞍手を儲けさせると、つまり税収を上げるということにおいて一生懸命取り組んでいる最中でございますので、それを今後もしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

私自身も町長がご努力をされているということは重々承知をしていますが、ただ税収が上がるにしても、先程ちょっとありましたが、なかなか基金を取り崩しただけの大きな金額にはなり得ません。残念ながらこれを埋め合わせるだけの税収を確保するということは、今後なかなか難しい状況ではないかなというふうに思います。

27年度は、この予算は私自身も賛成しようと思っておりますけれども、今後については、もう一度事業内容を見直すと、検討するということも必要ではないかなというふうに思いますが、もう一度町長の答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

来年度の予算査定も1月の中旬ぐらいから1ヶ月半ぐらいかけて綿密に担当課、政策推進

課の課長と綿密に来年度予算も組んだつもりであります。その中においても、まだまだ精査して、月曜日の一般質問でも申しましたように、今からは本当にいろいろな工夫をして、そして保育園のことも話しましたが、そういったことも皆さん方にご協力いただきながら、何とかいろいろな部分で節約をして、そして無駄を省き、費用対効果の面もしっかりと考えて行きながら予算編成を行っていきたくとそのように思っております。本当に貴重なご意見ありがとうございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

先程聞き忘れたところがありました。

68頁です。毎年聞いていますが、一番下のところ、部落解放同盟鞍手地区協議会144万1千円、解放活動団体150万4千円、負担金、補助金ということで出ています。

前柴田町長の時から減額、または0にするということも含めて協議を重ねて行くというような話でした。徳島町長の今後の考え方をお伺いしたいというふうに思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

先だって役場と対町交渉をさせていただきました。私はその中で申したのですが、昨年隣保館の隣保館まつりというのがございまして、私もそこに呼ばれて行きました。

その中で子ども達がいろいろなことを、発表会をやったりとか、地元のおじいちゃん、おばあちゃんが集まられて、私は昭和の時代にいろいろな人達が集まっているいろいろなことを、そういう風景を実は思い出しました隣保館まつりで、対町交渉の中でこういったことは本当に暖かくていいですねという話をしました。

ですから、これにおきましては、私は現状維持でやっていきたいとそのように考えています。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

隣保館、いま地域コミュニティセンターということで、町民全体の物です。この負担金とか補助金といいますか、これにつきましては、特定の運動団体に与えるものであって、そういった隣保館まつりとかというのは当然続けていただきたいし、それとはまた全然別の予算なんです。ですから、そこはやはり地域のコミュニティセンターをもうちょっと充実させるという意味で言えば、そこは予算を付けたりというのはあって、一部の特定運動団体

に対しての補助金というのはおかしいのではないかというふうに思います。

そういった意味で、前町長からこれは引き下げていく、また0にして行くというようなことでの交渉を重ねて行きますというような答弁もありました。

ですから、徳島町長もそういう考えで持って行っていただきたいというふうに思いますが、もう一度お願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

私もまだ勉強不足かも知れませんが、ただいろいろな部分において差別、これは私はあるのではないかと考えております。ですから、そういう意味においては、やはりしっかりと、こういったことには町としては、当然のことながら取り組んで行かなければいけないとこのように考えています。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

私も差別は絶対なくしていかないといけないということは思っておりますし、その方向でも取り組みを進めて来たこともあります。今でもそうですが。

ですけれども、こういう考え方について偏りと言ったらおかしいのですが、いろいろな考え方があるわけです。だけど、その一部の団体に対してだけ、そういった負担金なりを出すということ自体が、はっきり言いますが逆差別という形にもなりかねないのではないかとこのように思います。

差別をなくすという意味では、ここに負担金を出さないといけないという理由はないと思います。もう一度お願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私はここに、どこにという意味で予算付けをしておるつもりはございません。名称がこのようになっているということで私は認識をいたしておりますし、部落差別だけでなく、いろいろ、大きく言えば人種差別とかいろいろな問題もあります。そういう意味においては、そういったものは根絶していかねばいけないという意味に於いて、私は付けておるつもりでございます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

久保田正之君。

○9番 久保田 正之君

歳出の方で2款の総務費の中で、交際費100万というのが計上されております。これは随分昔に産炭六法とか、そういう時代においては800万ぐらいあったと記憶しております。その後500万とか、この100万であれば、新しい顔を作って精力的にやろうとするには、100万ではどうにもならないのではないかなと私は思っております。

実際のところ100万で十分ということでしょう、100万上げていますから。そうでなくて、折角だったら思い切って活動出来る範囲までは遠慮せずに計上すべきではないかなと私は思います。これは、100万ではどうにもならないのか、遠慮して格好だけ付けているのではないかなと。

その辺が十分であれば、これは十分ですが、これはもう少し活動を精力的にやる意味からして、概算でも300万ぐらい付けて、そして無駄に使わなかったら返せばいいわけですから、最初から何処からか食って行かなければいけない感じになるのではないかと、なかなか補正では難かしいところですから、当初から思い切って、活動するのだという意気込みで付けるべきではないかなと思っております。町長の考えをちょっとお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

本当に有り難い意見でございます。本当にありがとうございます。

ただ、先程から申していますように、非常に厳しい財政状況でありますので、本当お心使いは有り難いのですが今のところはこれで。

私も町長をさせていただきまして2年で、まだまだ結果が見えておりませんので、今一生懸命やっていますので、その結果が出て町がある程度儲けてきたなということになったときに、もう一度考えさせていただきたいなと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

久保田正之君。

○9番 久保田 正之君

町長は儲けてからと言われているのですが、儲ける前に投資しないと意味がないのではないかと、儲けたときは何にもいらぬという形になるのではないかなと思います。従って、無理せずに、そんなにむちゃくちゃ付けなかったら結構行動は出来る、誘致合戦もやらなければいけないということであれば、どこかを利用して使っているのではという感じがいたします。機会があれば補正でも十分やって、やるべきではないかなと私は思います。以上です。

○議長 川野 高實君

答弁はいいですか。

○9番 久保田 正之君

いいです。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

只今議題となっています議案第38号は、議長を除く議員11名で構成する予算特別委員会委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第38号は議長を除く議員11名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

これより委員長、副委員長の互選のためしばらく休憩します。

休憩 15時36分

再開 15時51分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

特別委員会正副委員長の互選の結果を、局長より報告いたします。

○議会事務局長 渡邊 智文君

それでは報告をいたします。

委員長に久保田正之議員、副委員長に原哲也議員、以上でございます。

○議長 川野 高實君

以上のように決定しました。

次に進みます。

日程第37 議案第39号 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第39号は民生産業委員会に付託したいと思いを。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第39号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第38 議案第40号 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第40号は民生産業委員会に付託したいと思いを。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第40号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第39 議案第41号 平成27年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第41号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第41号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第40 議案第42号 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

14頁の工事費ですが、今年度はどこを予定しているのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

お答えいたします。

本年度の予定は、古月処理分区、木月工業団地の前付近です。新川処理分区、中山西区用地付近。西川処理分区が中山西区、昭和通区、山ヶ崎区、これを予定しております。

以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第42号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第42号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第41 議案第43号 平成27年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

8頁の修繕料3,200万付いていますが、今年度はオーバーホールだとかという大きな修繕等はないのでしょうか。

○議長 川野 高實君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

今回は古門排水機場の1号機、2号機ポンプのオーバーホールと、新川排水機場の除塵機修繕工事及び応急的な工事が発生した場合の対策費として予算を計上しています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第43号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第43号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第42 議案第44号 平成27年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第44号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第44号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第43 議案第45号 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第45号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第45号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第44 議案第46号 平成27年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第46号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第46号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第45 議案第47号 平成27年度鞍手町水道事業会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

24頁、定期水質検査、臨時水質検査とありますが、定期水質検査についてはどのくらいの期間で、年何回ほどやっているのか。

臨時水質検査については、どういう中身なのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

お答えいたします。

定期水質検査は毎月行っています。臨時水質検査は、はっきりまだ覚えていませんが年に2回程度だったと思います。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

新しく浄水場を、国の適合基準に合致するよとということで工事を行いましたけれども、その後、基準を上回るとかというようなことはなかったのかどうかを教えてください。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

お答えいたします。

国の基準を上回ることはございません。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第47号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第47号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第46 議案第48号 鞍手町道路線の認定を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第48号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第48号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第47 議案第49号 鞍手町営葬祭場の指定管理者の指定を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第49号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第49号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第48 議案第50号 鞍手町衛生センターの指定管理者の指定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第50号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第50号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第49 議案第51号及び日程第50 議案第52号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

提案理由を申します前に1点お詫びがございます。

今日、宮若市の方から私が公用車に乗って役場に向かっている途中、新北の辺りで車が突然止まりまして、他の車に迷惑をかけたらいけないということで、後から一生懸命押して車

を避けていましたら、ちょっと議会に来るのが遅れてしまいました。

大変申し訳なく思っております。

それでは提案説明を申し上げます。

日程第49 議案第51号 財産の取得、追認及び日程第50 議案第52号 財産の取得、追認の2件を追加提案するためにあたりまして、ご説明を申し上げます。

財産の取得につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条において、予定価格が700万円以上の動産の買入に対し、議会の議決を得ることとなっておりますが、今回提出しました2件について、これを経ずに取得しましたこと、深くお詫びを申し上げます。

議案第51号の取得財産は、コミュニティバス2台で、取得価格は4,094万1,333円で、取得目的は鞍手中学校の通学手段の確保及び高齢者等の交通弱者の円滑な移動手段の確保のための購入であります。

契約の相手方は、九州日野自動車株式会社であります。

議案第52号の取得財産は、14人乗りワゴン車2台で、取得価格は756万6,124円で、取得目的は主に鞍手中学校の通学手段の確保のための購入であります。

契約の相手方は、日産プリンス福岡販売株式会社であります。

契約日は、共に平成26年8月13日であります。

法令を遵守すべき行政として、町民並びに町議会の皆様に深くお詫びを申し上げますとともに、今後はこのようなことがないように、チェック体制の強化を図り、適正な事務執行に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上が、日程第49 議案第51号及び日程第50 議案第52号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いたします。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

議案第51号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第51号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第51号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第52号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第52号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第52号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお諮りします。

明日12日から18日までの7日間は委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日12日から18日までの7日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 16時05分

平成27年鞍手町議会第1回定例会会議録（第4号）						
平成27年 3月19日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	平成27年 3月19日 午後1時00分					川野高實
	閉 会 開 議					議 長
	平成27年 3月19日 午後2時00分					川野高實
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	11	宇田川亮		12	岡崎邦博	

職 務 出席	議会事務局 局長	渡辺智文	出欠	議会事務局 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部哲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	守田純子	出欠	上下水道 課長	原敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	長友浩一	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
	議 事 日 程	別紙のとおり				
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成27年第1回鞍手町議会定例会議事日程

3月19日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第6号 鞍手町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第20号 鞍手町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第21号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第22号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第23号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第24号 鞍手町保育所設置条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第32号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第33号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第35号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算
(第2号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第36号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算(第3号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第11 議案第49号 鞍手町営葬斎場の指定管理者の指定
(民生産業委員長報告)
- 日程第12 議案第50号 鞍手町衛生センターの指定管理者の指定
(民生産業委員長報告)
- 日程第13 議案第48号 鞍手町道路線の認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第14 議案第3号 過疎地域自立促進計画の変更
(総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第4号 議会の議決事件に関する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第5号 鞍手町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第17 議案第7号 鞍手町表彰条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第18 議案第8号 鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第19 議案第9号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)

- 日程第20 議案第10号 鞍手町行政手続条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第21 議案第11号 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第22 議案第12号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第23 議案第13号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第24 議案第14号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第25 議案第15号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第26 議案第16号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例等の特例を定める条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第27 議案第17号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第28 議案第18号 鞍手町職員退職手当基金条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第29 議案第19号 鞍手町土地開発基金条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第30 議案第25号 鞍手都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第31 議案第26号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第32 議案第27号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の特例を定める条例を廃止する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第33 議案第28号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例等の特例を定める条例を廃止する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第34 議案第29号 鞍手町特別職の職員等の期末手当の特例に関する条例を廃止する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第35 議案第30号 鞍手町一般職職員等の給与の特例に関する条例を廃止する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第36 議案第31号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第37 議案第34号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第38 議案第37号 平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算(第2号)
(総務文教委員長報告)

- 日程第39 議案第51号 財産の取得（追認）
(総務文教委員長報告)
- 日程第40 議案第52号 財産の取得（追認）
(総務文教委員長報告)
- 日程第41 議案第38号 平成27年度鞍手町一般会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第42 議案第39号 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第43 議案第40号 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第44 議案第41号 平成27年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第45 議案第43号 平成27年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第46 議案第44号 平成27年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費
特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第47 議案第45号 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第48 議案第42号 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第49 議案第46号 平成27年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第50 議案第47号 平成27年度鞍手町水道事業会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第51 発委第1号 鞍手町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第52 閉会中の継続事件

平成27年3月19日（第4日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

町長から3月9日の会議における発言について、会議規則第63条の規定によって、お手元に配布しました発言取り消し申し出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。

これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって町長からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第6号から、日程第13 議案第48号までの13件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第6号 鞍手町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例。

議案第20号 鞍手町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

議案第21号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

議案第22号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

議案第23号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例。

議案第24号 鞍手町保育所設置条例の一部を改正する条例。

議案第32号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）。

議案第33号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

議案第35号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第2号）

議案第36号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第3号）。

議案第49号 鞍手町営葬祭場の指定管理者の指定。

議案第50号 鞍手町衛生センターの指定管理者の指定。

本委員会は、3月11日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第48号 鞍手町道路線の認定。

本委員会は、3月11日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第6号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第20号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第22号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第23号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第24号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第32号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第33号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第35号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第36号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第49号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第50号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第48号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第6号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第20号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第21号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第22号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第23号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第24号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第32号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第33号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第35号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第36号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第49号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第50号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第48号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第6号 鞍手町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 鞍手町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決しま

す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 鞍手町保育所設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号 鞍手町営葬祭場の指定管理者の指定を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号 鞍手町衛生センターの指定管理者の指定を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号 鞍手町道路線の認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第48号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第14 議案第3号から日程第40 議案第52号までの27件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第3号 過疎地域自立促進計画の変更。

議案第4号 議会の議決事件に関する条例。

議案第5号 鞍手町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例。

議案第7号 鞍手町表彰条例の一部を改正する条例。

議案第8号 鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例。

議案第9号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例。

議案第10号 鞍手町行政手続条例の一部を改正する条例。

議案第11号 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例。

議案第12号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

議案第13号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

議案第14号 鞍手町一般職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第15号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例。

議案第16号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例等の特例を定める条例の一部を改正する条例。

議案第17号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例。

議案第18号 鞍手町職員退職手当基金条例の一部を改正する条例。

議案第19号 鞍手町土地開発基金条例の一部を改正する条例。

議案第25号 鞍手都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例。

議案第26号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

議案第27号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の特例を定める条例を廃止する条例。

議案第28号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例等の特例を定める条例を廃止する条例。

議案第29号 鞍手町特別職の職員等の期末手当の特例に関する条例を廃止する条例。

議案第30号 鞍手町一般職職員等の給与の特例に関する条例を廃止する条例。

議案第31号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算（第5号）。

議案第34号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

議案第37号 平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算（第2号）。

議案第51号 財産の取得（追認）。

議案第52号 財産の取得（追認）。

本委員会は、3月11日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第3号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第4号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第5号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第7号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第8号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第9号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第10号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第11号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第12号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第13号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第15号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第25号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第26号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第27号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第28号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第29号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第30号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第31号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第34号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第37号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第51号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第52号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第3号について、討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第4号について、討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第5号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第7号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第8号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第9号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第10号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第11号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第12号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第13号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第14号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第15号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第16号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第17号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第18号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第19号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第25号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第26号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第27号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第28号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第29号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第30号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第31号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第34号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第37号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第51号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第52号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第3号 過疎地域自立促進計画の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 議会の議決事件に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 鞍手町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 鞍手町表彰条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 鞍手町行政手続き条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例等の特例を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 鞍手町職員退職手当基金条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 鞍手町土地開発基金条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 鞍手都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の特例を定める条例を廃止する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例等の特例定める条例を廃止する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 鞍手町特別職の職員等の期末手当の特例に関する条例を廃止する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 鞍手町一般職職員等の給与の特例に関する条例を廃止する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号 平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号 財産の取得(追認)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号 財産の取得(追認)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第41 議案第38号を議題とします。

本案は、予算特別委員会に付託していただきましたので、予算特別委員長の審査報告を求めます。

久保田予算特別委員長。

○9番 久保田 正之君

予算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第38号 平成27年度鞍手町一般会計予算。

本委員会は、3月11日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第38号について、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第38号について、討論はありますか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

議案第38号 平成27年度鞍手町一般会計予算に対し、日本共産党を代表して反対討論を行います。

安倍政権の暴走ぶりは、新年度政府予算でも社会保障を切り捨て、大企業減税、大軍拡の三悪予算というところにその特徴が現れています。中でも、社会保障費の削減が、介護報酬の削減、生活保護費の削減、病床削減の推進など、ストレートに自治体の福祉政策に大きく影響してきます。自治体が悪政の下請け機関になるのか、住民を守る防波堤になるのかが問われてきます。

経済情勢の特徴の1つは、昨年4月の消費税率引き上げと円安による物価上昇によって、購買力が3.1%低下するなど、深刻な景気の悪化が生じています。

2つ目は、アベノミクスが、大企業や一部の富裕層には大きな恩恵をもたらしたものの、国民には恩恵どころか、苦しみを強いるものであり、格差をますます広げるだけになっていることです。

平成27年度鞍手町一般会計予算は、基本的には政府予算に追随する予算となっています。そういった中、子どもの医療費無料化の拡大や国保会計への法定外繰り入れ、補正での新年度予算の前倒しによる地域振興券の拡充など、歓迎される予算も含まれています。

しかしながら、高すぎる国保税やゴミ袋料金の引き下げ、保育料の負担軽減などは考えられていません。同和関係予算は全く変わっておらず、税の公平性も保たれていません。

こういった問題点の解決策を示し、国保税やゴミ袋料金の値下げ、さらなる子育て支援など、町民の暮らしと営業を応援する予算に組み換えていくことを求めて反対討論を終わります。

○議長 川野 高實君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第38号 平成27年度鞍手町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第42 議案第39号から日程第47 議案第45号までの6件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第39号 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算。

議案第40号 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算。

議案第41号 平成27年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算。

議案第43号 平成27年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算。

議案第44号 平成27年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算。

議案第45号 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算。

本委員会は、3月11日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべ

きものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第39号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第40号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第41号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第43号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第44号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第45号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第39号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第40号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第41号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第43号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第44号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第45号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第39号 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号 平成27年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号 平成27年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号 平成27年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。
次に進みます。

日程第48 議案第42号から日程第50 議案第47号までの3件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。
原総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第42号 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算。

議案第46号 平成27年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算。

議案第47号 平成27年度鞍手町水道事業会計予算。

本委員会は、3月11日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第42号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第46号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第47号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第42号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第46号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第47号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第42号 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号 平成27年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号 平成27年度鞍手町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第51 発委第1号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宇田川議会運営委員長。

○11番 宇田川 亮君

発委第1号 鞍手町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成27年3月19日提出。

議会運営委員会委員長 宇田川亮君。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）と併せ地方自治法（昭和22年法律第67号第121条）が改正されたことにともない、条例を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。以上です。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

発委第1号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

発委第1号について、討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第1号 鞍手町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって発委第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第52 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について 会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成27年第1回定例会を閉会します。

閉会 14時00分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 川 野 高 實

議員 宇 田 川 亮

議員 岡 崎 邦 博

平成27年3月19日

鞍手町議会

議長 川野高實

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査